整備局資料－参考資料

令和８年度　業団体との意見交換会

【参考資料】令和8年度 業団体との意見交換会

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

参考資料目次

Ⅰ.働き方改革・担い手確保に向けた関東地方整備局の取組方針 ・・・ P1

01. 受注機会の確保

●入札・契約、総合評価の工夫 ・・・ P2
●直轄実績を持たない企業の新規参入促進 ・・・ P6
●一括審査方式を積極実施 ・・・ P8
●航空レーザ測量における地域企業参加型JV評価の導入 ・・・ P9
●技術者評価の対象となる工事成績の対象期間を延長 ・・・ P10
●企業の工事成績の差異を適正に評価 ・・・ P11
●業務成績評点の評価区分の細分化 ・・・ P12
●参加表明段階で配置予定技術者の提示を求めない方式 ・・・ P13
●女性技術者・若手技術者を活用しやすくする運用改善 ・・・ P14

02. 担い手確保の取り組み強化

●安全管理推進技術者等認定制度 ・・・ P15
●建設業の魅力向上のための産官学連絡協議会活動 ・・・ P16
●学校関係者等に向けた現場見学機会の提供 ・・・ P17
●若手／女性技術者の活用に対する加点評価 ・・・ P18
●WLB認定企業の加点評価対象工事の拡大 ・・・ P20

03. 現場の環境改善・効率化の推進

●国と県・政令市の工事関係書類の統一化 ・・・ P21
●工事書類スリム化の徹底 ・・・ P22
●適切な設計変更のさらなる徹底 ・・・ P23
●快適トイレの費用計上の拡充 ・・・ P24
●猛暑対策の強化 ・・・ P26
●i-Construction2.0の推進 ・・・ P33

04. 自治体等への第三者担い手三法の浸透

●発注者協議会でのマネジメント強化 ・・・ P36

Ⅱ.その他

●TEC-FORCEの増強と多様な主体との連携による新たな応援体制の構築 ・・・ P38
●中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコストと等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適切な工期の確保について（要請） ・・・ P43
●【参考資料】建設業における1年単位の変形労働時間制のポイント （厚生労働省） ・・・ P46
●令和8年度 国土交通省 土木工事の積算基準等の改定 ・・・ P49
●公共工事の品質確保の促進に関する法律 ・・・ P68
●関東甲信地域における建設業の担い手の確保に関する意見交換会 ・・・ P69
●【スライド負担率】令和六年五月十七日（金曜日）衆議院国土交通委員会 ・・・ P72

働き方改革・担い手確保に向けた関東地方整備局の取組方針

国土交通省 関東地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau

- 建設産業は、「社会資本の整備・管理の担い手」であるとともに、災害時における「地域の守り手」として、国民生活や社会経済を支える極めて重要な役割を担っています。
- 関東地方整備局は、建設産業がその役割を持続的に果たし続けられるよう、2026年度は下記の4つの柱で、さまざまな施策を推進します。

01 受注機会の確保

① R7補正・R8当初予算による計画的な工事発注
② 入札・契約、総合評価の工夫
【1】 受注機会の確保
－直轄実績を持たない企業の新規参入促進≪拡充≫
－一括審査方式を積極実施
－航空レーザ測量における地域企業参加型JV評価の導入≪新規 R8.8～≫
【2】 適切な競争環境の確保
－技術者評価の対象となる工事成績の対象期間を4⇒8年に延長
－企業の工事成績の差異を適正に評価
－業務成績評点の評価区分の細分化≪新規 R8.8～≫
【3】 企業の技術者運用の柔軟化
－参加表明段階で配置予定技術者の提示を求めない方式
－女性技術者・若手技術者を活用しやすくする運用

02 担い手確保の取り組み強化

① 多様な働き方の実現に向けた支援
② 安全管理推進技術者等認定制度
③ 建設業の魅力向上のための産官学連絡協議会活動
④ 学校関係者等に向けた現場見学機会の提供
⑤ 総合評価の工夫
－若手／女性技術者の活用に対する加点評価
－熟練技術者の活用に対する加点評価
≪新規 R8.8～≫
－WLB認定企業の加点評価の実施

03 現場の環境改善・効率化の推進

① 国と県・政令市の工事関係書類の統一化と工事書類スリム化の徹底
② 適切な設計変更の徹底
（ガイドライン（総合版）の周知徹底）
③ 快適トイレの費用計上の拡充
④ 猛暑対策の強化
－猛暑期間を休工可能とする工事発注
－現場環境改善費における熱中症対策等への充当を強化
－猛暑対策の工夫を行う試行工事の実施
（総合評価において猛暑対策の提案を評価）
⑤i-Construction2.0の推進
－小規模工事へのICT施工の普及強化のための取組みパッケージの充実
－総合評価にICT施工StageⅡを追加
≪新規 R8.8～≫

04 自治体等への第三次担い手三法の浸透

①発注者協議会でのマネジメント強化
－取組推進のための指標設定（第三次・関東ブロック独自指標）
－「公共工事発注者の心得」の策定
－自治体の取組み好事例の水平展開

1. 共通

変更内容	分類	適用時期
○入札契約の運用方針 一般競争入札（政府調達協定対象）対象金額を8.1億円以上から9.0億円以上に見直し。	見直し	R8.4.1 以降の契約案件

2. 港湾空港関係以外

変更内容	分類	適用時期
○熟練技術者の評価 工事品質の向上に加え、若手技術者・女性技術者への技術・技能の承継を促すため、監理技術者経験をもつ熟練技術者の活用を評価する。 **【配点表】** 分類：自由設定項目／細目：熟練技術者の活用／評価内容：主任（監理）技術者とは別に現場代理人または担当技術者として、年齢55歳以上の監理技術者経験者を活用する場合に評価する／評価基準：活用する：1点、活用しない：0点	新規	R8.8.1 以降の公告案件
○公募型指名競争入札方式に適用する総合評価方式の適用 ①営繕関係工事の不調・不落の発生状況を踏まえ、参加者を促すための営繕評価型を新設。 （対象工種：暖冷房、電気設備、建築、機械設備、受変電設備） ②技術力のある地域企業の新規参入を促すため、一部の工種において、自治体実績チャレンジⅡ型（配点20点）の適用。 （対象工種：一般土木、As舗装、維持修繕、橋梁補修） **【配点表（公募型指名競争入札方式に適用する総合評価方式）】**	①新規 ②見直し	R8.8.1 以降の公告案件

	評価項目		企業実績評価型		①営繕評価型		②自治体実績チャレンジⅡ型	
			評価点	選択	評価点	選択	評価点	選択
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	4点	○	4点	◎	3点	◎
		工事成績（都県・政令市の成績も評価）					3点	◎
	地域精通度・地域貢献度	近隣の施工実績					2点	◎
		緊急時の施工体制	2点	◎	2点	◎	2点	◎
		災害協定の有無※1	2点	◎			2点	◎
		災害活動実績の有無※2	4点	○			2点	◎
		災害時の基礎的事業継続力の認定の有無			2点	◎	2点	◎
	本発注工事の工事種別における新規契約の有無		2点	◎	2点	◎	4点	◎
計			10点		10点		20点	

※1 都県・政令指定都市の災害協定についても関東地方整備局（発注担当事務所）の災害協定と同等に評価する。
※2 都県・政令指定都市の災害活動実績についても関東地方整備局（発注担当事務所）の災害活動実績と同等に評価する。

2. 港湾空港関係以外

<table>
<tr><th>変更内容</th><th>分類</th><th>適用時期</th></tr>
<tr><td>

○ICT施工StageⅡの実施

建設機械の位置情報や稼働状況、施工履歴などをリアルタイムに集約・活用し、現場のデジタル化と見える化を進めることで、資機材配置や作業工程を最適化し効率化と省人化を図るICT施工StageⅡの実施を評価する。

【配点表】

<table>
<tr><th>分類</th><th>細目</th><th>評価内容</th><th>評価基準</th></tr>
<tr><td rowspan="2">自由設定項目</td><td rowspan="2">ＩＣＴ施工StageⅡの実施</td><td rowspan="2">当該工事においてＩＣＴ施工StageⅡにかかる実施計画書を作成し、実施する場合に評価</td><td>実施する：1点</td></tr>
<tr><td>実施しない：0点</td></tr>
</table>

○「ICT舗装工」もしくは「ICT舗装工（修繕工）」を実施する工事において、「ICT活用工事」に関わる発注方式が「施工者希望Ⅰ型」の場合、選択不可
○加点を受けたにも関わらず、受注者の責により実施しなかった場合、成績評定を3点減ずる。

</td><td>新規</td><td>R8.8.1
以降の公告案件</td></tr>
</table>

3. 港湾空港関係

<table>
<tr><th>変更内容</th><th>分類</th><th>適用時期</th></tr>
<tr><td>

○「地元企業」活用評価の試行

工事の一定の割合を分担する下請企業品質確保の更なる向上に向け、一次下請予定企業の「下請表彰実績」を評価する。

【配点】

<table>
<tr><th colspan="2">評価項目</th><th>評価基準</th><th>配点</th></tr>
<tr><td rowspan="2">地域貢献度・地域精通度等</td><td rowspan="2">一次下請予定企業の過去4年間の下請としての表彰実績</td><td>下請表彰実績あり</td><td>1.0</td></tr>
<tr><td>下請表彰実績なし</td><td>0.0</td></tr>
</table>

</td><td>新規</td><td>R8.4.1
以降の公告案件</td></tr>
<tr><td>

○地元企業活用評価型JV工事の試行

地元企業が参入しづらい、工事規模が大きな港湾関係の工事において、地元企業がJVとして参入できるよう「地元企業活用評価」を新設する。

【配点】

<table>
<tr><th colspan="2">評価項目</th><th>評価基準</th><th>配点</th></tr>
<tr><td rowspan="2">地域貢献度・地域精通度等</td><td rowspan="2">地元中小企業の事業者が構成員として参加</td><td>地元中小企業の事業者が構成員として参加あり</td><td>1.0</td></tr>
<tr><td>上記以外での参加</td><td>0.0</td></tr>
</table>

</td><td>新規</td><td>R8.4.1
以降の公告案件</td></tr>
<tr><td>

○施工実績の緩和(1):競争参加資格要件の設定

発注件数の減少に伴い過去15年間の施工実績などの要件が満たされず、入札に参加できない状況を踏まえ、「ブロック製作工事」を対象に、資格要件における施工実績を有する期間の撤廃。（総合評価における施工実績期間の評価は継続。）。

</td><td>見直し</td><td>R8.4.1
以降の公告案件</td></tr>
</table>

01. ② 入札・契約、総合評価の工夫　総合評価賃上げ加点の運用（R8.4～）

○R8年度も政府全体で総合評価賃上げ加点の制度が継続
○国土交通省発注工事・建設コンサル業務等では、これまでの賃上げ目標を継続

		～R8.3	R8.4～
賃上げ目標	大企業	3%以上	変更なし※1
	中小企業等	1.5%以上	変更なし
総合評価における加点割合 加算点（工事）・技術点（業務）		5%程度 （一般的な工事の場合、３～４点の加点）	3%程度※2 （一般的な工事の場合、２点の加点）

※1 政府全体では大企業が加点対象から除外されるが、国土交通省発注工事・建設コンサル業務等においては、競争の公平性の観点から引き続き大企業を加点対象とする
※2 加点割合はこれまで同様に下限値を採用 【参考】政府全体で加点割合は加算点(工事)・技術点(業務)の3～5%（R7年度までは5～10%）

1. 共通

《4月見直し》

変更内容	分類	適用時期
○入札契約の運用方針 一般競争入札（政府調達協定対象）対象金額を8.1億円以上から9.0億円以上に見直し。	見直し	R8.4.1 以降の契約案件
○総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置 【適用対象】 総合評価落札方式で発注する全ての工事 【開始時期】 令和8年4月1日以降に公告する工事より ■総合評価方式別の加点措置 ⇒加算点の合計の３％以上の整数となるよう配点を設定 ①技術提案評価型Ｓ型等 加算点：60点　⇒　加算点（60）＋賃上げ（2）＋ＷＬＢ（1or0.5）＝63（or62.5） （賃上げの配点割合：2/63　⇒　3.2%） ②施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型 加算点：40点　⇒　加算点（40）＋賃上げ（2）＋ＷＬＢ（1or0.5）＝43（or42.5） （賃上げの配点割合：2/43　⇒　4.7%） 加算点：30点　⇒　加算点（30）＋賃上げ（1）＋ＷＬＢ（1or0.5）＝32（or31.5） （賃上げの配点割合：1/32　⇒　3.1%） 加算点：20点　⇒　加算点（20）＋賃上げ（1）＋ＷＬＢ（0.5）＝21.5 （賃上げの配点割合：1/21.5　⇒　4.7%） ③企業実績評価型（フレームワークモデル工事、公募型指名競争入札） 従来の加算点：10点　⇒　加算点（10）＋賃上げ（1）＋ＷＬＢ（0.5）＝11.5 （賃上げの配点割合：1/11.5　⇒　8.7%）	見直し	R8.4.1 以降の公示案件

【配点の変更】

技術点	賃上げ加点（現行）	賃上げ加点（変更）	該当する評価方式
60点	4点	2点	技術提案評価型Ｓ型
40点	3点	2点	施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型 標準タイプ等
30点	2点	1点	施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型 技術者の同種工事実績２段階評価
20点	2点	1点	施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型 企業の技術力のみを評価する評価方式
10点	1点	1点	施工能力評価型Ⅱ型 企業実績評価型

01. ②入札・契約、総合評価の工夫　受注機会の確保

■直轄実績を持たない企業の新規参入促進【工事】
自治体実績チャレンジⅡ型（担い手の中長期的な育成・確保）

《拡 充》

【目的】　地元企業の新規参入を促すため、新規契約の有無、地域精通度・地域貢献度の評価をより重視した評価方式。

【概要】
1．企業の技術力のみを評価
2．工事成績の評価　：「企業」において、国成績と都県・政令指定都市の工事成績を同等に評価
3．地域貢献度の評価：「災害協定の有無」及び「災害活動実績の有無」において、国の実績と都県・政令指定都市の実績を同等に評価

【対象工事】
○工事種別：一般土木、As舗装、維持修繕、橋梁補修
○施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型
○工事規模：分任官工事(分任官規模工事の本官含む)
○工事難易度：Ⅰ～Ⅱ程度を想定

【適用契約方式】　○一般競争入札方式のほか、公募型指名競争入札においても適用可。

【配点表】

	評価項目		評価点	選択
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	3点	◎
		工事成績（都県・政令市の成績も評価）	3点	◎
		本発注工事の工事種別における新規契約の有無	4点	◎
	地域精通度・地域貢献度	①近隣の施工実績	2点	◎
		②緊急時の施工体制	2点	◎
		③災害協定の有無※1	2点	◎
		④災害活動実績の有無※2	2点	◎
		⑤災害時の基礎的事業継続力の認定の有無	2点	◎
計			20点	

※1 都県・政令指定都市の災害協定についても関東地方整備局（発注担当事務所）の災害協定と同等に評価する。
※2 都県・政令指定都市の災害活動実績についても関東地方整備局（発注担当事務所）の災害活動実績と同等に評価する。

01. ②入札・契約、総合評価の工夫　受注機会の確保

■直轄実績を持たない企業の新規参入促進【業務】

実施能力評価拡大型（新規契約の有無を評価）　《継続》

【趣旨】関東地方整備局発注業務の受注実績が無い企業の参入機会の確保を目的として、企業・技術者の実績評価を緩和し技術的課題を評価する評価方法の試行

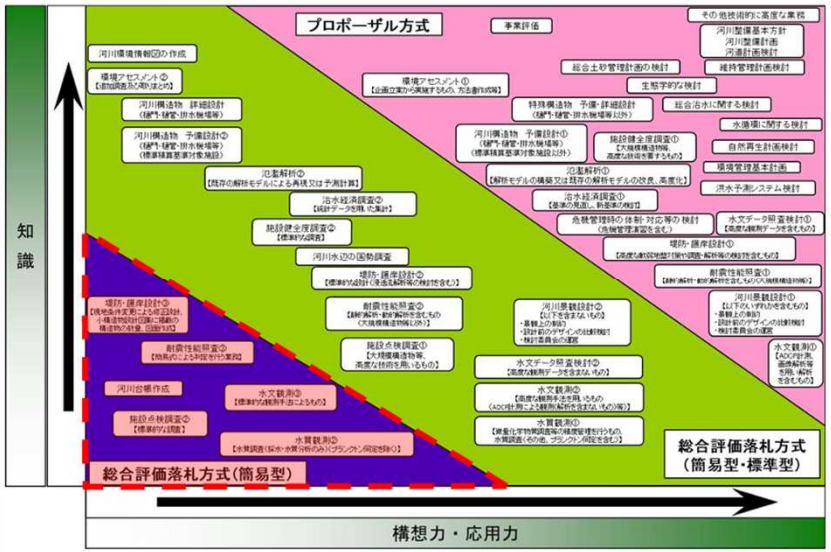
【対象】総合評価落札方式（簡易型1：1）で発注する業務のうち、発注方式選定表青部記載の業務の種類において、本試行を選択することができる。

【概要】企業・技術者の実績評価を緩和することにより、関東地方整備局発注業務の受注実績が無いことにより参入が困難であった新規参入者の参入を促し、継続的な業務の担い手企業の裾野を拡げることを期待し、試行開始。【R4.8～】
新規参入者の参入を更に促す取組として、**「新規契約の有無」を評価**。【R7.8～】

業務対象

○実施能力評価拡大型の試行対象
土木コン、測量、地質の3業種における総合評価（簡易型1：1）のうち、発注方式選定表青部記載の業務の種類において下記事項を参考に選択する。
・不調・不落が多い業務
・地域の担い手確保が必要な業務

発注方式選定表



※発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会　業務・マネジメント部会（令和4年度第1回）資料から加筆修正。関東地方整備局では、価格競争方式を総合評価落札方式（簡易型）で運用

見直し案

・参加表明書、技術提案書の提出は同時提出。
・企業・技術者の実績評価を緩和（成績・表彰の評価を省略）
・「実施方針・実施フロー・工程計画・その他」の項目については、「工程計画・技術的課題」と変更し、資料作成の省力化。
・「企業の資格・実績」に**「新規契約の有無」の項目を追加。**
※各年度において、関東地方整備局発注業務の受注が無い企業に加点評価。

総合評価落札方式（簡易型1:1）「実施能力評価拡大型」の配点例

現行評価基準の例

評価項目			配点
入札参加者を指名するための基準／技術点を算出するための基準	【企業の評価】		
	資格・実績	技術部門登録	3
		同種・類似業務の実績	9
		地理的条件	10
		地域貢献度（災害活動実績）	2
		地域貢献度（災害協定）	1
	小計		25
	【管理（主任）技術者の評価】		
	資格・実績		15
	小計		
	【工程計画・技術的課題】		60
	配点の合計		100

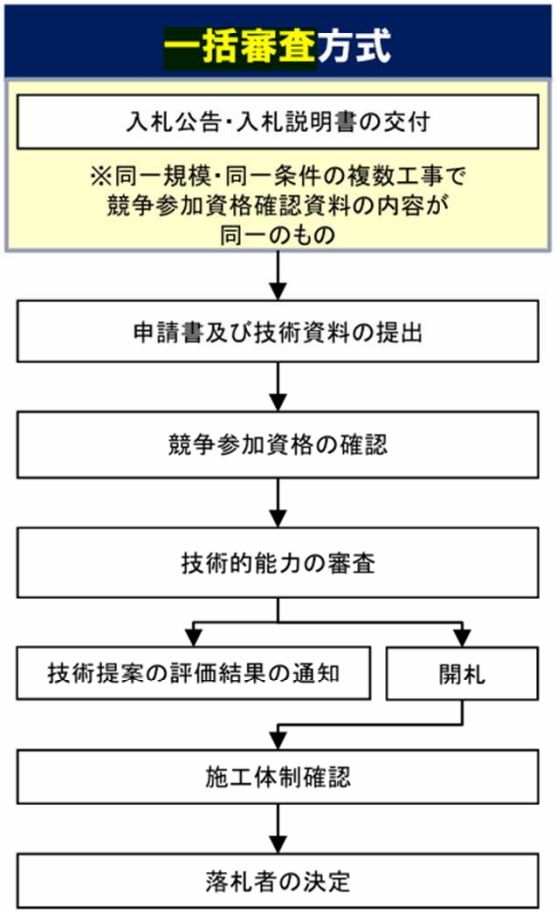
新規評価基準（案）の例

評価項目			配点
入札参加者を指名するための基準／技術点を算出するための基準	【企業の評価】		
	資格・実績	技術部門登録	3
		同種・類似業務の実績	4
		地理的条件	10
		地域貢献度（災害活動実績）	2
		地域貢献度（災害協定）	1
		新規契約の有無	5
	小計		25
	【管理（主任）技術者の評価】		
	資格・実績		15
	小計		
	【工程計画・技術的課題】		60
	配点の合計		100

■一括審査方式を積極実施

《継続》

【概要】
受発注者双方の事務負担の低減を図るため、同一時期に調達を行う「同一規模」、「同一条件」の複数工事について、 競争参加資格確認資料の内容を同一のものとし、あらかじめ定めた順番で開札して落札者を決定する。
なお、申請できる配置予定技術者は1名とする。



【適用条件】
以下の条件をすべて（施工能力評価型Ⅱ型※では①～⑥まで）満たす2以上の工事とする。なお、適用にあたっては、競争性の確保に十分留意が必要。

①支出負担行為担当官（分任支出負担行為担当官）が同一の工事
②工事の目的・内容が同種であり、技術力審査・評価の項目が同じ工事
③業種区分及び等級が同じ工事
④施工地域が近接する工事（①が同じ地域内とする）
⑤入札契約手続きのスケジュールを同一に行うこととしている工事
⑥複数の競争参加者が見込まれる工事
⑦施工計画又は技術提案のテーマが同一となる工事
⑧工事技術的難易度評価表の大項目及び技術提案又は施工計画を求めるテーマに関連のある小項目の評価が同じ工事

※施工能力評価型Ⅱ型での適用
・施工能力評価型Ⅰ型の対象工事のうち、次のイ）及びロ）の条件（港湾空港関係においてはロ）の条件）を満たすことから、施工能力評価型Ⅱ型により入札手続きを実施する工事において適用可。
イ）1件につき予定価格が3億円未満の工事
ロ）施工計画の提出を求めずに、企業・技術者の能力等の評価により、適切かつ確実に施工上の性能等が確保されることが確認できる工事

■航空レーザ測量における地域企業参加型JV評価の導入

《新規》

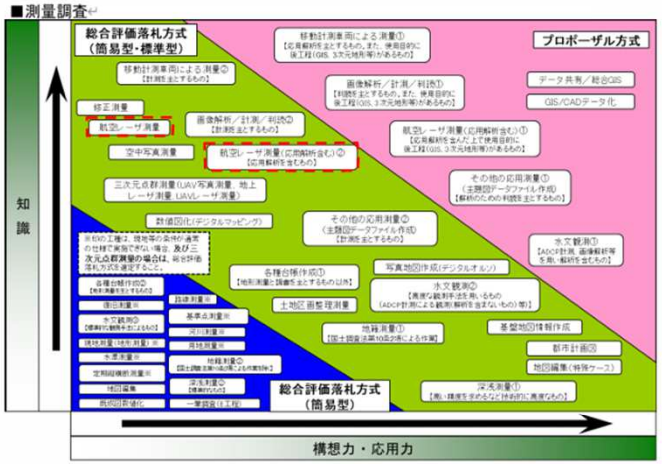
地域企業の受注機会の拡大（地域企業参加型JV評価の導入）【R8.8～】

【趣旨】担い手確保・育成
【対象】総合評価落札方式（簡易型・標準型）を採用し、航空レーザ測量を実施する業務
【概要】地域企業（本店）と設計共同体（JV）を構成した参加表明者の評価において加点を行う。【R8.8～】

○　地域の守り手である地域企業の受注実績の拡大と技術力向上・育成、担い手確保を目的に、航空レーザ測量を実施する業務について、地域企業※と設計共同体を構成（地域企業参加型JV）した場合に評価を行う試行を導入する。
○　一定地域内における地域企業※の「本店」の有無を評価する「地域要件の設定（地域精通度）」を試行

※設計共同体（JV）の構成員のうち、代表者である企業以外の構成員に限る。

地域企業参加型JVの対象業務



○想定する航空レーザ測量業務における設計共同体

参加表明者
JV（測量・測量）

A社（測量）	＋	B社（測量）
＜代表者＞ 航空レーザ測量		＜構成員※：地域企業＞ 補備測量等

※設計共同体（JV）の構成員のうち、代表者である企業以外の構成員

（参考）再委託と設計共同体の違い

○再委託（下請け）の場合

A社 ― B社（再委託）

※B社は国等の発注する業務でも実績として認められない

○設計共同体（JV）の場合

A社（代表者） ＋ B社（構成員）

※B社が担当した業務内容は国等の発注する業務の業務実績として認められる

地域企業参加型JVでは、
地域企業の活用が図られ技術力向上に繋がる

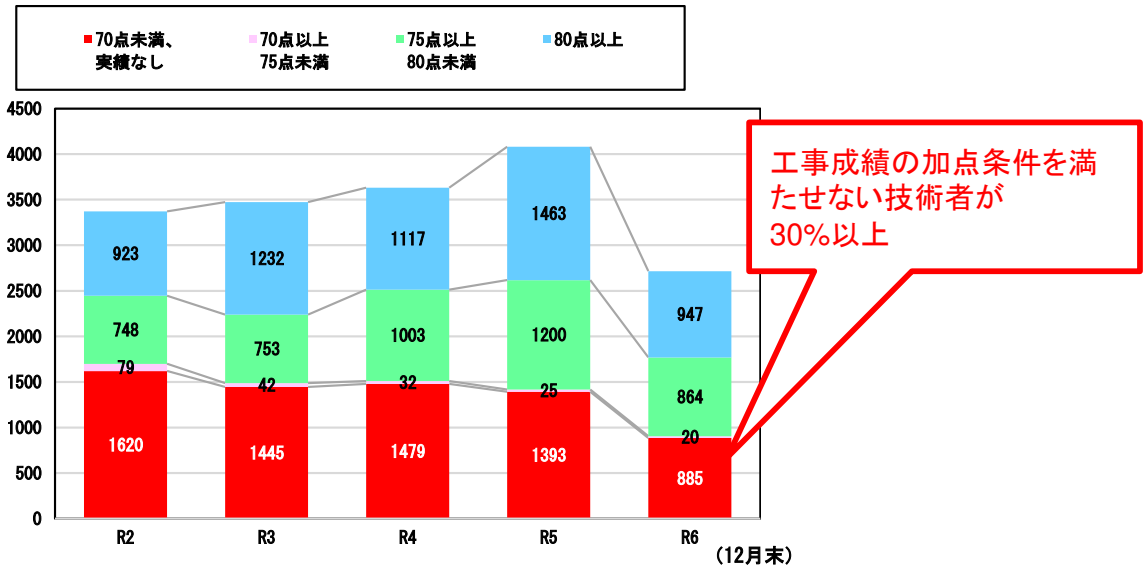
01. ②入札・契約、総合評価の工夫　適切な競争環境の確保

■技術者評価の対象となる工事成績の対象期間を延長

《継続》

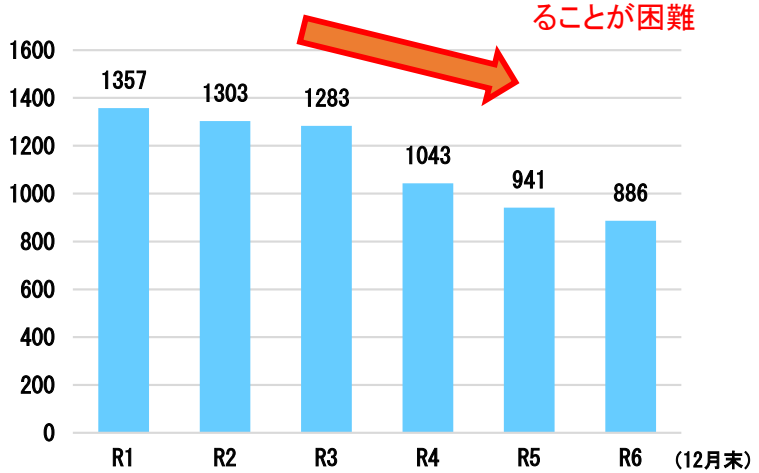
○近年、工事発注件数は徐々に減少傾向であり、入札参加する技術者の工事成績の加点条件を満たせない技術者の割合が30%以上存在しており、内訳としては、過去４年間の評価対象期間を満たせないケースがほとんどである。
○適切な競争環境を確保するため、技術者の工事成績評価期間を**4年間→8年間に見直す。**

技術者の工事成績の推移



工事成績の加点条件を満たせない技術者が30%以上

工事発注件数の推移



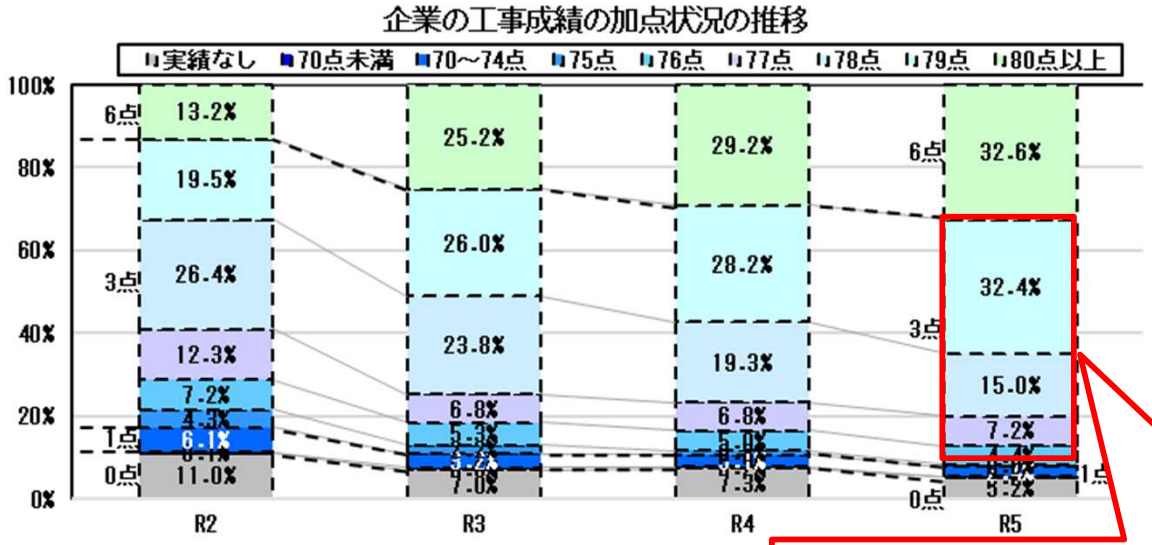
工事発注件数も減少傾向。
技術者が近年の工事経験を得ることが困難

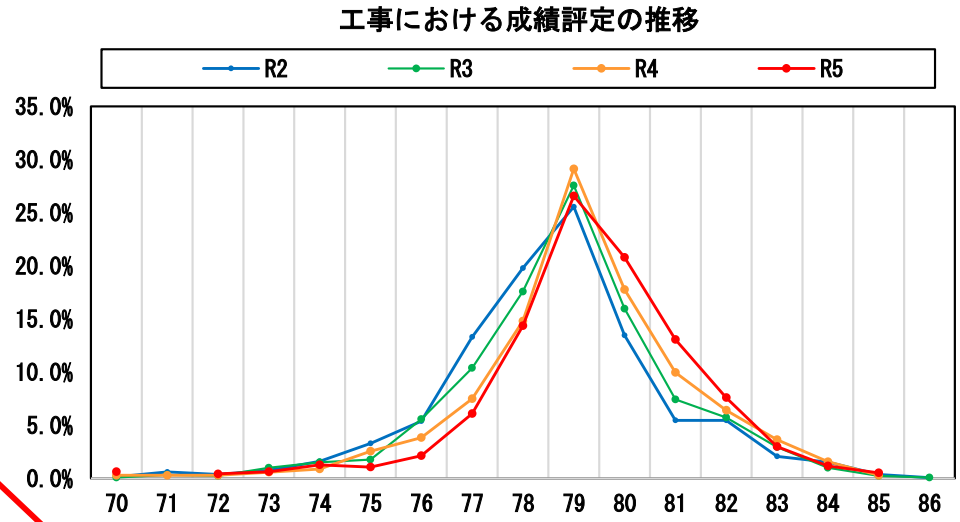
項目	細目	評価項目	標準タイプ（施工能力評価型）	
			評価点	選択
配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力	同種工事の施工実績 （資格要件で求めた実績） ・地方整備局、北海道開発局、または沖縄総合事務局発注工事の過去８年間の施工実績 ・対象の都県・政令市発注工事の過去８年間の施工実績	6	必須

01. ②入札・契約、総合評価の工夫　適切な競争環境の確保

■企業の工事成績の差異を適正に評価　《継続》

○総合評価における企業の工事成績の加点状況の推移として、3点（**成績評定点75点～79点**）となる割合が多数を占める。また、平均点80点以上の6点（満点）となる企業も、工事成績評定の高得点化の推移により割合が増加。
○適切な競争環境を確保するため、工事成績評価を**細分化する。**





工事成績の加点評価3点の企業が60%

項目	細目	評価項目	標準タイプ（施工能力評価型）	
			評価基準	選択
企業の技術力	企業の施工能力	工事成績 ・関東地整発注工事の当該工事種別での過去３年間の工事成績評定点の平均点を評価 ・対象の都県・政令市発注工事の当該工事種別での過去３年間の工事成績評定点（同一機関：２件）の平均点	80点以上：6点 79点：5点 78点：4点 77点：3点 76点：2点 70点以上76点未満：1点 70点未満、実績なし：0点	必須

01. ②入札・契約、総合評価の工夫　適切な競争環境の確保

■業務成績評点の評価区分の細分化

令和8年8月1日以降の公告案件より適用予定

【趣旨】 業務成績評価区分の適正化
【対象】 プロポーザル方式、総合評価方式で発注する業務
【概要】 関東地整発注業務優先の評価から全国実績評価への見直しを踏まえ、評価区分の適正化を図る【R3.8～】
業務成績評定点（3業種別）平均の推移を踏まえ、評価区分を細分し、適正化を図る。【R8.8～】

土木コンサルタント・地質・測量

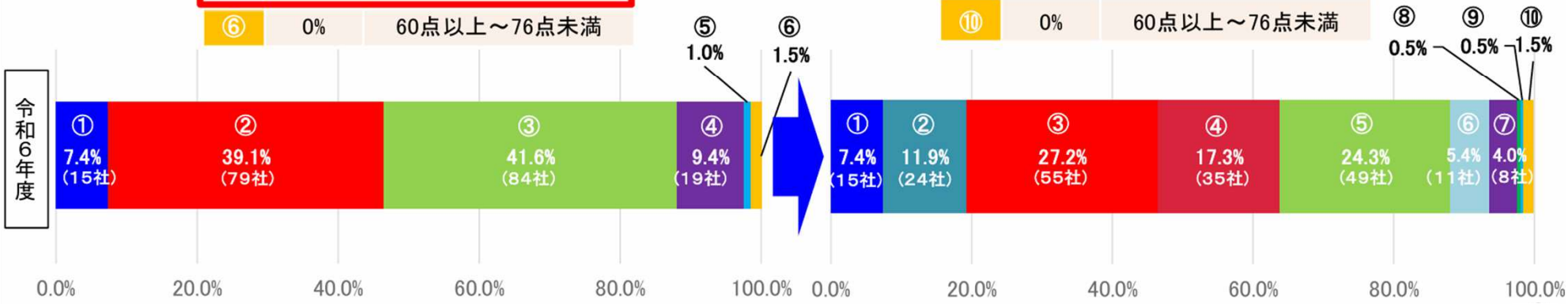
令和8年7月まで

配点ウェイト		業務成績評価区分
①	100%	80点以上
②	80%	79点以上～80点未満
③	60%	78点以上～79点未満
④	40%	77点以上～78点未満
⑤	20%	76点以上～77点未満
⑥	0%	60点以上～76点未満

評価区分を0.5点で分割

令和8年8月から適用

配点ウェイト		業務成績評価区分
①	100%	80点以上
②	90%	79.5点以上～80点未満
③	80%	79点以上～79.5点未満
④	70%	78.5点以上～79点未満
⑤	60%	78点以上～78.5点未満
⑥	50%	77.5点以上～78点未満
⑦	40%	77点以上～77.5点未満
⑧	30%	76.5点以上～77点未満
⑨	20%	76点以上～76.5点未満
⑩	0%	60点以上～76点未満



※グラフは、R6年度基準の発注における参加表明者（企業）の過去2ヵ年平均業務評定点(R4,R5年度完了業務のデータ)の配点ウェイト別分布図

01. ②入札・契約、総合評価の工夫　企業の技術者運用の柔軟化

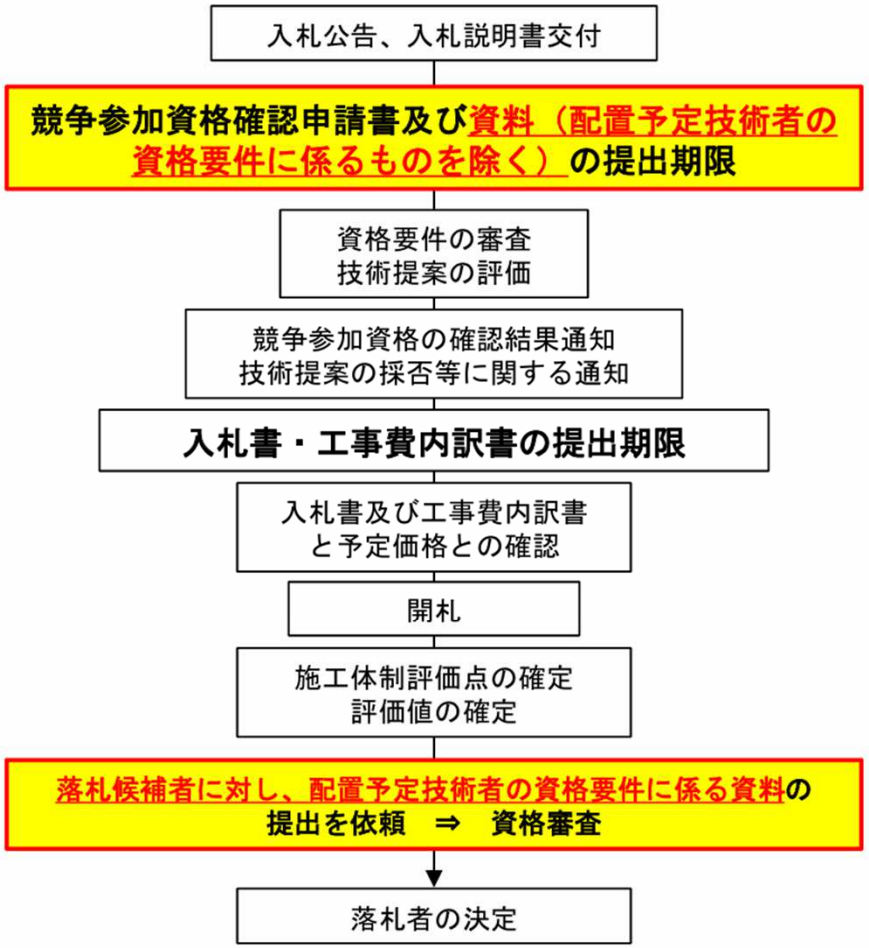
《継続》

■参加表明段階で配置予定技術者の提示を求めない方式（受発注者双方の事務負担軽減）

【概要】
配置予定技術者の計画的運用に資することを目的に、申請書とあわせて提出を求めている配置予定技術者の資格要件に係る資料の提出期限を、落札前まで延伸する方式。

【対象工事】　○技術提案評価型S型（WTO）（段階的選抜方式を除く）

【手続きフロー】

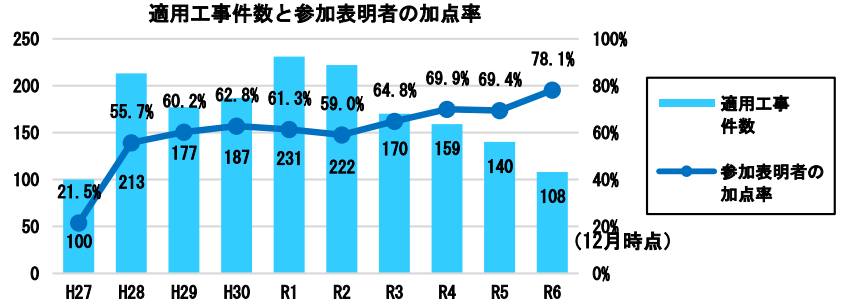


01. ②総合評価の工夫　企業の技術者運用の柔軟化

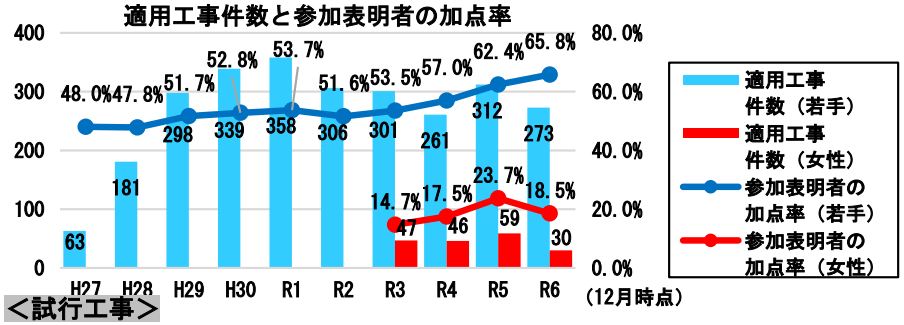
■女性技術者・若手技術者を活用しやすくする運用改善　《継続》

○建設業において極めて少ない、女性技術者単独の評価は、適用数、参加者表明者の加点率も低い。
適用数、参加証明者の加点率が年々、上昇している若手技術者評価と統合し、総合評価として適用しやすくすることで、女性活躍、担い手確保として、女性技術者の活用を推進させる。

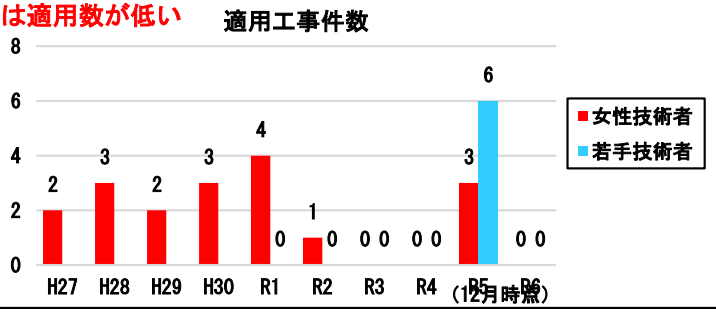
＜試行工事＞
【若手技術者活用評価型】　→　若手技術者の加点率が年々、上昇



自由設定項目
【「若手技術者（３５歳以下）の活用及び資格」「女性技術者の活用」】
→　若手技術者の適用・加点率が上昇しつつも、女性技術者は低い



＜試行工事＞
【女性技術者・若手技術者の登用を促すモデル工事】
→　資格要件は適用数が低い



○自由設定項目

・若手技術者と女性技術者の評価を統合。
※評価を統合した事により、**交代要件も若手・女性技術者、いずれかの配置**に変更

《見直し》

企業の技術力

自由設定項目【最大6点（地域密着型は5点 or 7点）】　★：R8重点施策項目
①工事成績優秀企業認定
②優良下請表彰企業の活用
③ICT施工技術の活用（「ICT舗装工」、「ICT舗装工（修繕工）」）
※「ICT活用工事」に関わる発注方式が「施工者希望Ⅰ型」の場合、必須項目
④ICT施工Stage Ⅱの実施
※「ICT舗装工」もしくは「ICT舗装工（修繕工）」を実施する工事において、「ICT活用工事」に関わる発注方式が「施工者希望Ⅰ型」の場合、選択不可
⑤ISO認証取得状況
★ ⑥難工事施工実績【必須】
⑦難工事功労表彰、災害工事功労表彰、事務所独自の功労、貢献表彰、災害関連感謝状、新技術活用実績表彰 等
⑧インフラDX大賞 【最大2点】
⑨登録基幹技能者等の活用
⑩災害時の基礎的事業継続力（BCP）の認定
★ ⑪若手技術者（35歳以下）または女性技術者の活用及び資格 【最大2点】
⑫熟練技術者の活用
⑬「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事（段階的選抜方式（一般土木A等級）で必須）
⑭本発注工事の工事種別における新規契約の有無
⑮その他自由項目
※⑧、⑪の配点は最大2点とし、それ以外の項目の配点は1点とする。

技術者の技術力

《4月見直し》

自由設定項目【最大4点《最大2点》※1】　※1「配置予定技術者の能力_同種工事の工事経験」において2段階評価とした時
①資格（As舗装工事は、必須項目）
②過去の同種工事の工事経験
③継続教育（CPD）の取組状況※2
④難工事施工実績
⑤難工事功労表彰、若手・女性技術者奨励賞、事務所独自の功労、貢献表彰等
⑥高度マネジメント経験（段階的選抜方式で選択）
⑦40歳以下または女性の主任（監理）技術者の配置※2
⑧定期的な実務指導の実施※2
⑨その他自由項目　※1各項目の配点は1点とする。　※2工事種別：舗装工事（アスファルト・コンクリート）の追加

02. ②安全管理推進技術者等認定制度

【目　的】

関東地方整備局（港湾・空港部、営繕部関係を除く）が発注する工事にて、無事故で完成させた安全管理担当者※を、「安全管理推進技術者」として認定することにより、技術者としての実績を評価し、今後担当する工事にて、安全管理をより一層推進する技術者として広く活躍されることを期待するもの。
また、当該技術者が直轄工事を無事故で完成させる毎に認定し、５工事連続で無事故完成者については、「優秀安全管理推進技術者」として認定する。

※安全管理担当者とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した方。現場代理人、または、主任（監理）技術者が兼務の場合も認定。

【適　用】

- 認定技術者は、「優秀安全管理推進技術者認定ロゴマークまたは安全管理推進技術者認定ロゴマーク」を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール等）することができる。
- 総合評価におけるインセンティブ付与は当面行わない。「優秀安全管理推進技術者」は企業からの申請が必要
- 本認定は、令和７年４月１日以降に入札公告を行う工事より適用する。



安全管理推進技術者ロゴマーク



優秀安全管理推進技術者ロゴマーク

※ロゴマークは、本局若手職員の応募作品の中から、投票により本デザインに決定。

02. ③建設業の魅力向上のための産官学連絡協議会活動

【宇都宮国道事務所】とちぎ建設業魅力向上連絡協議会の概要

■これまでの経緯

令和7年 3月 3日 準備会開催
令和7年 5月19日 令和7年度第1回 開催
令和7年10月 1日 令和7年度第2回 開催
令和8年 3月30日 令和7年度第3回 書面開催

■協議会概要

日時 ： 令和８年５月１５日（金） １３時３０分～１４時３０分

出席 ： 座　　長　宇都宮大学地域デザイン科学部
社会基盤デザイン学科　長田 哲平　准教授
関係団体　栃木県建設業協会 会長
足利大学　工学部　創生学科　講師
宇都宮工業高校　環境土木科　科長
行政機関　栃木県県土整備部 技術管理課長
国土交通省関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所長
宇都宮国道事務所長
ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ 鬼怒川ダム総合管理事務所、利根川上流河川事務所、
日光砂防事務所、下館河川事務所

○議　事
１）今後取組む行事について意見交換
２）その他、持続的な担い手確保に寄与する取り組みについて
３）今後の予定について　等

■令和８年度第１回とちぎ建設業魅力向上連絡協議会 開会

開会状況



産学官で連携して取り組む行事 「宇都宮国道主催イベント」の事例



【今年度イベントチラシ】



【とちぎ建設業魅力向上連絡協議会サイン】



【栃木県建設業協会による重機展示】



【建設業に関するアンケートを実施】



【宇都宮工業生徒による演奏】



【イベント全景】

議 事 概 要

＜今年度取り組む行事について＞
○「宇都宮大学現場見学会」（**令和8年9月24・25日**）
宇都宮大学生1年生を対象とした現場見学
バスツアーを実施
○「秋の建設フェスティバル～未来を創る建設のチカラ～」
宇都宮国道主催イベント（令和8年10月10日）
宇都宮国道の特命チーム（若手職員）が企画運営
○「建FES GO！」（**令和8年11月7日開催予定**）
栃木県建設業協会青年経営者連合会が
企画運営するイベントに参加
○「とちぎ建設業合同企業等説明会」
（**令和9年3月15日開催予定**）
高校生・大学生を対象とした企業等説明会に参加



＜その他＞
建設業の魅力向上に資する取り組みについて議論

＜今後の予定＞
今年度も継続的に産学官で連携して建設業の魅力発信を実施していくことで合意

02. ④学校関係者等に向けた現場見学機会の提供（関東地整HP）

国土交通省 関東地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau

○ 将来的な担い手確保を目的に、若年層にインフラ関係の仕事をＰＲするため、学校関係者向けの現場見学ホームページを開設　https://www.ktr.mlit.go.jp/chiiki/chiiki00000138.html
○普段は見ることができない施工中のリアルな現場などを体験していただき、国の職員や現場で活躍している技術者から、わかりやすく説明



未来創造の最前線へ！～関東の現場見学～

※Ｒ８．９末時点

１都８県全５５※の現場（河川、道路、営繕、港湾）を紹介

No	所在地	現場(施設)	概要	受付期間	備考	詳細
茨城01	久慈郡 大子町	久慈川緊急治水対策事業 久慈川に架かる橋梁上部工事	【今しか見ることができない「はし」を見よう！】 「はし」について説明します。 “今”しか見ることができない、橋梁上部の工事現場を是非体感してください！	～R8.11	小学生以上 20人程度	[PDF：757KB]
茨城03	石岡市	霞ヶ浦導水事業 （導水路（トンネル）工事）	【今しか見ることができない機場（ポンプ場）の工事現場を見よう！】 “今”しか見ることができない、約30km先の那珂川へ送水するための機場（ポンプ場）の工事現場を是非体感してください！	～R9.2	小学生以上 20人程度	[PDF：685KB]

詳細ページへ

希望現場を選択しフォームから申込み

申し込み方法

「現場一覧」から希望する現場を選択し、申込みフォームに必要事項を入力してください。

▶申込みフォーム

学校名 必須	
担当者 必須	
学年・人数 必須	
住所 必須	
電話番号 必須	記入例）048-601-3151（半角数字・半
メールアドレス 必須	



詳細ページ（例）



02. ⑤総合評価の工夫　若手／女性技術者の活用に対する加点評価

【目的】　１．若手技術者および女性技術者の活用を促す方式
２．地域インフラを支える企業を確保するための方式　《継続》

【概要】
１．若手技術者および女性技術者の活用
：主任（監理）技術者以外に35歳以下の若手技術者または女性技術者を配置及び有資格者※1を評価対象　（※1　主任技術者又は監理技術者となりえる国家資格）

２．工事成績　：都県・政令指定都市の工事成績※2も評価対象にできる
（※2 「一般土木」、「As舗装」、「維持修繕」、「橋梁補修」の4工事種別を対象）

３．優良工事表彰の評価　：評価対象としない。

４．配置予定技術者の技術力：若手技術者の育成指導を評価

【対象工事】〇工事種別：全て　〇工事規模：分任官工事(分任官規模工事の本官含む)　〇施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型

【配点表】

◎:必須　〇:選択

	評価項目		標準タイプ		地域密着工事型	
企業の技術力	同種工事の施工実績		5点	◎	2点	〇
	工事成績		5点	◎	3点	◎
	若手技術者または女性技術者の活用		3点	◎	3点	◎
	若手技術者または女性技術者の資格		2点	◎	2点	◎
	地域精通度・地域貢献度	①近隣の施工実績	－	－	2点	◎
		②緊急時の施工体制	－	－	2点	◎
		③災害協定の有無	－	－	2点	◎
		④災害活動実績の有無	－	－	2点	◎
	自由設定項目	①工事成績優秀企業認定 ②優良下請企業の活用 ③ICT施工技術の活用 ④ICT施工StageⅡの実施 ⑤ISO認証取得状況 ⑥難工事施工実績 ⑦難工事功労表彰等 ⑧インフラDX大賞 ⑨登録基幹技能者の活用 ⑩BCPの認定 ⑪熟練技術者の活用 ⑫本発注工事の工事種別における新規契約の有無 ⑬自由項目	5点	〇 (⑤は◎)	2or4点	〇 (⑤は◎)
計			20点		20点	

	評価項目	標準タイプ		地域密着工事型	
配置予定技術者の技術力	同種工事の工事経験	5点《2点》※1	◎	5点《2点》※1	◎
	同種工事の工事成績	6点《3点》※1	◎	6点《3点》※1	◎
	優秀工事技術者表彰	3点《2点》※1	◎	3点《2点》※1	◎
	若手技術者の育成指導	2点《1点》※1	◎	2点《1点》※1	◎
	自由設定項目	4点《2点》※1	〇	4点《2点》※1	〇
計		20点《10点》※1		20点《10点》※1	

※1 「配置予定技術者の技術力_同種工事の工事経験」において2段階評価とした時は《 》の配点とする。

02. ⑤総合評価の工夫 若手／女性技術者の活用に対する加点評価

■若手技術者の活用を評価【業務】

《継続》

【趣旨】若手技術者の育成・確保

【対象】総合評価落札方式（簡易型）で発注する業務

【概要】公共工事に関する調査及び設計の担い手を育成・確保をするために、技術者に若手を配置した場合に加点評価

技術者に35歳以下の若手を配置した場合に加点評価。【H27.8～】

若手技術者の対象年齢を40歳以下に引き上げて運用を開始【H30.8～】

若手技術者評価の配点を高く見直しし、若手技術者のインセンティブを拡大。【R5.8～】

若手技術者の対象年齢を段階的に評価【R7.8～】

現行評価基準（総合評価落札方式（簡易型1：1）の例）

評価項目		判断基準	配点ウェイト
管理（主任）技術者の経験及び能力	業務経験	若手技術者（40歳以下または35歳以下）の活用について、以下の項目で評価する。	
		①管理（主任）技術者に若手技術者（40歳以下または35歳以下）を配置する場合	8
		②上記以外	0

新規評価基準（総合評価落札方式（簡易型1：1）の例）

評価項目		判断基準	配点ウェイト
管理（主任）技術者の経験及び能力	業務経験	若手技術者（40歳以下または35歳以下）の活用について、以下の順位で評価する。	
		①管理（主任）技術者に若手技術者（35歳以下）を配置する場合	8
		②管理（主任）技術者に若手技術者（40歳以下※）を配置する場合 ※①を除く	5
		③上記以外	0

02. ⑤総合評価の工夫 WLB認定企業の加点評価の実施

■ＷＬＢ関連認定企業の評価の実施【工事・業務】

《継続》

〇現在、一般土木Ｂ等級、建築Ｂ等級以上の工事においてワークライフバランス認定企業の加点評価を実施しているところ。
〇令和７年度からは、工事等の調達案件の全てを評価対象とする。
〇女性活躍推進法の他、次世代法、若者雇用促進法に基づく認定を受けている企業を加点対象。
〇一般事業主行動計画の策定を加点対象から除外。
〇配点…一般土木Ｂ等級、建築Ｂ等級以上の工事：１点
　　上記以外の工事等：０．５点

評　価　基　準	配点
次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等（えるぼし認定企業等）※1 ・次世代法に基づく認定（トライくるみん・くるみん・プラチナくるみん認定企業）※2 ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）※3	一般土木B等級、 建築B等級以上の工事 １点
	上記以外の工事 ０．５点
	全ての業務 ０．５点

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27 年法律第64 号）第9条もしくは第１２条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）をいう。

※2 次世代育成支援対策推進法（平成15 年法律第120 号）第13 条又は第15 条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45 年法律第98 号）第15 条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

■国と県・政令市の工事関係書類の統一化

○ 関東の１４機関（１都８県５政令市）のうち１１県市は、書類の記載内容を統一。（下記表は統一の状況）
○ 残り3都県市についても、引き続き地域の実情等を考慮のうえ同様に取り組んでまいります。

令和７年度における「工事関係書類の統一化」の対象書類について

R8．3．31時点

様式番号	書類名称等	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	山梨県	長野県	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市
様式-1	現場代理人等通知書、経歴書、現場代理人等通知書	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
様式-2	請負代金内訳書	―	○	○	○	―	○	○	○	○	○	―
様式-3	工程表、変更工程表	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式-4	建設業退職金共済制度の掛金収納書	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○
様式-5	請求書(前払金, 中間前払金, 指定部分完済払金, 部分払金, 完成代金) 請求内訳書（部分払、国際部分払、指定部分払）	△	○	○	○	○	○	△	○	△	○	○
様式-6	ＶＥ提案書(契約後VE時)	○	―	○	○	―	―	○	○	○	○	○
様式-7	品質証明員通知書	―	○	―	―	○	○	○	○	△	―	―
様式-9	工事打合せ簿(指示, 協議, 承諾, 提出, 報告, 通知)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
様式-10	材料確認書	―	―	○	―	○	―	―	―	○	○	△
様式-11	段階確認書	○	―	○	○	○	○	○	○	○	―	○
様式-12	確認・立会依頼書	○	○	―	―	○	―	○	○	○	―	○
様式-13	工事事故速報	―	―	○	―	○	○	○	―	△	―	―
様式-14	工事履行報告書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
様式-15	認定請求書	○	○	○	○	○	○	△	○	△	○	○
様式-16	指定部分完成通知書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	―
様式-17	指定部分引渡書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	―
様式-18	工事出来高内訳書	○	○	○	○	―	○	○	○	○	○	―
様式-19	請負工事既済部分検査請求書	△	○	○	○	○	○	△	○	△	○	△
様式-21	修補完了届	○	○	○	―	○	○	○	○	○	○	―
様式-22	部分使用承諾書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式-23	工期延期届	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式-24	支給品受領書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―
様式-25	支給品精算書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―
様式-26	建設機械使用実績報告書	―	―	○	○	○	○	○	○	―	―	―
様式-27	建設機械借用・返納書	―	―	○	○	○	○	○	○	―	―	―
様式-28	現場発生品調書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―	○
様式-29	完成通知書	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
様式-30	引渡書	△	○	○	○	○	○	―	○	△	△	△
様式-31	出来形管理図表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式-32	品質管理図表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式-33	品質証明書	―	○	―	―	○	○	○	○	△	―	―
様式-34	創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―
		76%	100%	100%	100%	100%	100%	90%	97%	73%	71%	79%

【凡例】
○：統一化済み
△：統一化に向け引き続き調整
―：自治体では作成義務無し

：統一化100%の自治体
：統一化100%未満の自治体

■工事書類スリム化の徹底（土木工事電子書類スリム化ガイド改定）

○働き方改革等推進の観点が求められる中、関係団体への意見照会も実施し、「土木工事電子書類スリム化ガイド（初版）」を令和3年9月に作成。
○現在、2024問題を見据えた働き方改革の更なる推進が必要であることから更新。

■目的

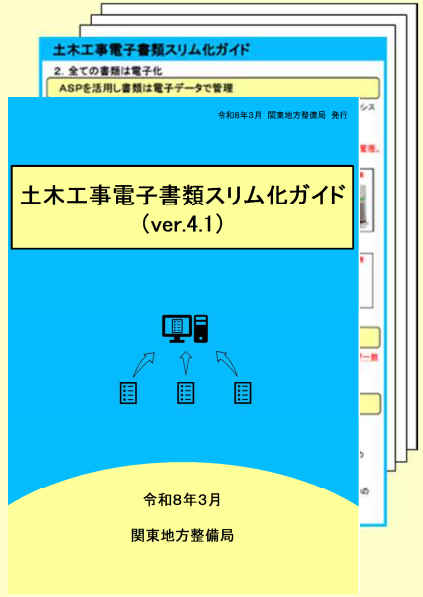
・工事書類を必要最小限に簡素化（スリム化）を図るとともに、受発注者間で作成書類の役割分担の明確化、書類の電子化、遠隔臨場やWEB会議の活用によりインフラ分野のDXを推進し、工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者間双方の働き方改革の推進を図ることが目的。

■スリム化ガイドのポイント

✔ 工事着手前の設計審査会において、発注者から受注者へスリム化ガイドの説明を実施する。
✔ スリム化ガイド等に反する指摘等を受けた場合は、スリム化ガイドを発注者等へ提示し共通認識を得る。
✔ 設計審査会（工事着手前）の開催、設計図書修正（構造計算を伴うものや大幅な修正）に係る費用計上や、改善要望の多かった「ワンデーレスポンス」、「設計図書の照査」、「施工体制台帳」「工事打合せ簿」「ウィークリースタンス」等についても、引き続き周知徹底を図ります。
✔ コリンズ（CORINS）登録・・・「登録内容確認システム」の活用による運用方法の見直し。
✔ 週間工程表・・・工場製作中などで現場作業が無い場合は作成不要とする旨を追記。
✔ 産業廃棄物管理表（マニフェスト）・・・マニフェストは電子マニフェストでも可であることを明記。

■最新の主な更新内容（R3作成以降、関係業団体との意見交換や受注者へのアンケート等実施し4回改訂）

✔施工体制台帳①・・・施工体制台帳に添付を必要とする書類で、雇用関係を証明できる資料名を修正。
✔施工体制台帳③・・・施工体系図の様式例を追記。



※「土木工事電子書類スリム化ガイド」、「土木工事電子書類作成マニュアル」は関東地方整備局ホームページに掲載しています。
ホームページアドレス https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000037.html

03. ②適切な設計変更の徹底（ガイドライン（総合版）の周知徹底）

○ Ｒ６品確法の改正を機に、工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）をリニューアル（R7.3）。
○ 本ガイドラインは関東地方整備局ＨＰに掲載し、関係業団体、受発注者等に対し、本ガイドラインに留意するように周知徹底を図る。
（掲載箇所）https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000206.html

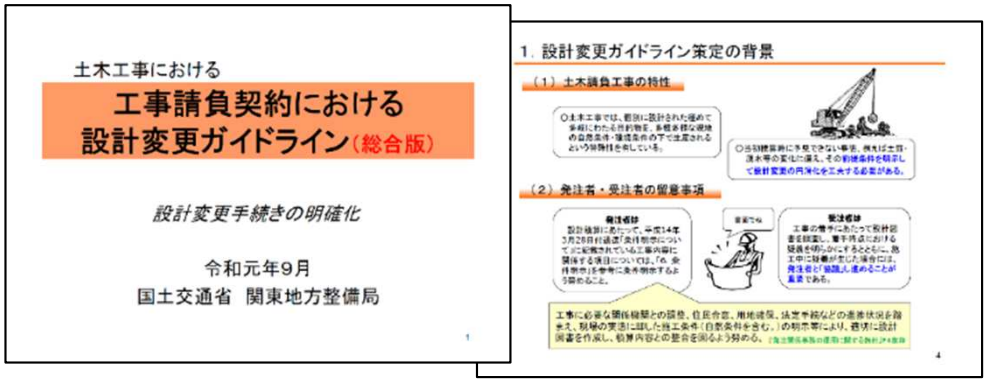
■主な改定内容

①R6改正品確法を踏まえた見直し
- 設計変更ガイドラインの位置付けを明確化
- 適切な設計変更の必要性を明記

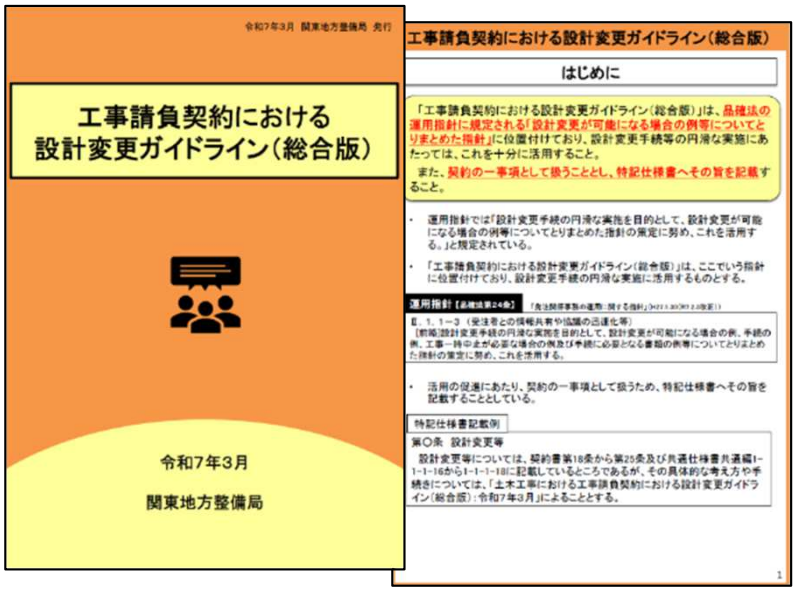
②適切な設計変更にあたり、押さえておくべきポイントを明記
- 設計変更の定義を明記
- 押さえておくべきポイントを明確化

③「工事一時中止等に係るガイドライン（案）」の見直し
- 「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について（令和2年2月13日付　通知）」の内容を踏まえ見直し
- 「工事一時中止に伴う増加費用の取扱いについて」を廃止し、「工事一時中止等に係るガイドライン（案）」に反映

④「受発注者間のコミュニケーション」の見直し
- 「工事現場環境改善（ウィークリースタンス）」を追加



R7.3リニューアル



03. ③快適トイレの費用計上の拡充

○ 平成28年度より、直轄工事において快適トイレの原則化を実施。
○ 最新の調査実態を踏まえ、上限額を見直すとともに、更なる現場環境改善の推進の観点から、上限基数を撤廃。
（設置基数は、現場毎に必要性を協議の上、決定）

快適トイレの標準仕様

1．快適トイレに求める機能

①洋式（洋風）便器
②水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置を含む）
③臭い逆流防止機能
④容易に開かない施錠機能
⑤照明設備
⑥衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚（耐荷重を５kg以上とする）

2．付属品として備えるもの

⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
⑧周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
⑨サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
⑩鏡と手洗器
⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品

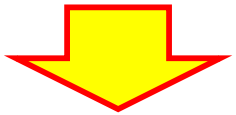
3．推奨する仕様、付属品

⑫便房内寸法900×900mm 以上（面積ではない）
⑬擬音装置（機能を含む）
⑭着替え台
⑮臭気対策機能の多重化
⑯室内温度の調整が可能な設備
⑰小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

快適トイレの費用計上（1基あたりの上限額）

	単位	R2年度
快適トイレ	円/基・月	51,000
ハウス型トイレ	円/基・月	102,000

※男女別で１台ずつ計２台まで計上可



	単位	R8年度
快適トイレ	円/基・月	57,000

※設置基数は、現場毎に必要性を協議の上、決定
※ハウス型等の場合、入口が別になっている場合に限り、入口別に57,000円／基・月上限まで計上可能。

03. ③快適トイレの費用計上の拡充

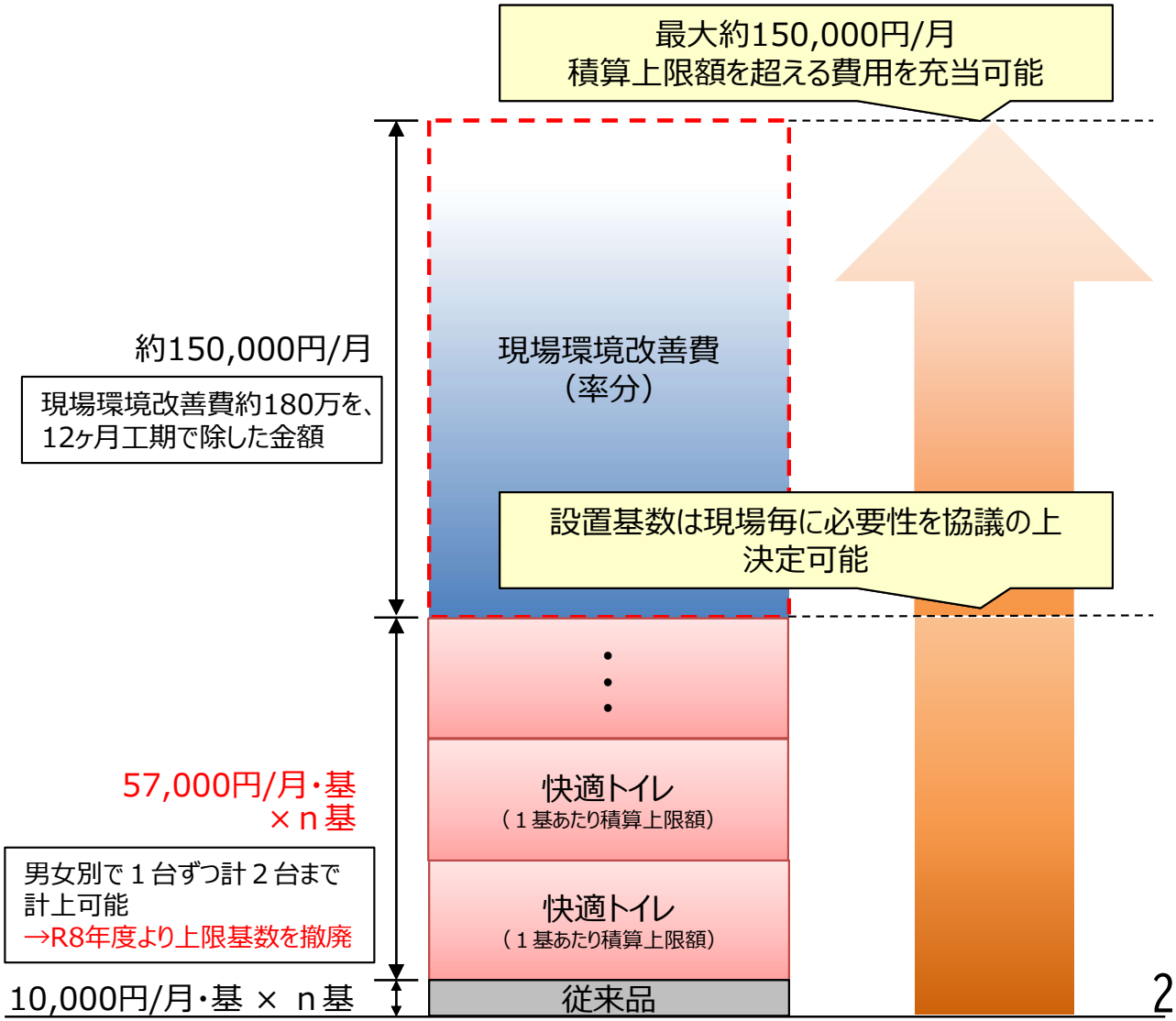
○ 担い手確保の観点から、更なる現場環境改善を図るため、快適トイレの「質の向上」に取り組む。
○ 快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率分）を充当する場合には、費用に応じて実施費目数の変更を協議することが可能。（別途、積上計上はしない。）

工事発注
当初の現場環境改善費は、計上費目ごとに１つを選択（合計４つ）

契約後、受注者が快適トイレの質の向上について、実施の意向があれば、受注者において快適トイレの仕様を決定し、発注者へ協議。
現場環境改善費の選択費目を、営繕関係を「4.衛生設備・厚生施設の充実等」に変更するとともに、費用に応じて、実施費目数の変更を協議。

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	1.昇降設備の充実 2.環境対策の充実 3.ＩＣＴ設備の充実 4.作業負荷の低減
営繕関係	1.現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2.労働宿舎の充実 3.現場休憩所の充実（交通誘導員待機室含む） **4.衛生設備・厚生施設の充実等**
安全関係	1.工事標識・照明等安全施設の充実 2.盗難防止対策 3.健康関連施設の充実 4.野生生物・害虫対策等
地域連携	1.広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） 2.見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） 3.社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む） 4.現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

（例）直接工事費１億円（現場環境改善費約180万円）　12ヶ月の工期



建設工事における猛暑対策サポートパッケージ【概要版】

【概要】
〇建設業の担い手を確保するため、他産業と遜色のない労働条件・労働環境の実現が必要
〇猛暑は今後も続くと想定され、厳しい作業環境において、地域の実情を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現が必要
〇施工者の自主性を尊重しつつ、地域の実情や現場の状況等に応じて、受注者が施工の時期、時間や方法を柔軟に選択できるよう、工期の設定、新技術の導入や熱中症対策に係る費用等について支援する取組を「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」としてとりまとめ

来季に向けて実施する具体的な施策・取組

1. 猛暑期間・時間の作業回避

（1－1）猛暑期間を回避した工事発注
・猛暑日（WBGT値）を考慮した工期設定
・発注者による、猛暑期間の現場施工を回避する工夫（準備工、工場製作等）により、工期設定

（1－2）猛暑期間を休工可能とする工事発注
・猛暑期間を休工可能とする工事発注の実現に向け、効果や必要となる費用・取組の調査を目的とした試行工事の実施【新規】

（1－3）猛暑期間における現場施工回避の協議の明記
・宇都宮国道事務所等において、試行的に実施
・特記仕様書への記載を他事務所に展開【新規】

（1－4）猛暑時間の施工回避
・現場環境に応じて、作業の開始時間、終了時間を、監督職員と協議の上、柔軟に設定
・早朝・夜間施工に係る警察や地元等への協議について、必要がある場合、発注者が協力すること等について、特記仕様書へ記載【新規】

（1－5）1年単位の変形労働時間制（1－2～1－4とセット）
・1年単位の変形労働時間制の活用に向けた関係者との連携【新規】

（1－6）適切な設計図書の作成

（1－7）労働実態の把握

2. 効率的な施工、作業環境の改善

（2－1）i-Construction 2.0の推進
・施工・データ連携・施工管理のオートメーション化の取組を加速

（2－2）作業環境の改善
・個社毎の取組（定置式水平ジブクレーン、バイタルチェック機器等）
・技術開発の促進（SBIR制度による支援に向けた公募実施）【新規】
・技術提案評価型S型を活用した、作業環境の改善に資する施工方法・施工計画の工夫促進【新規】

3. 猛暑対策に必要な経費等の確保

（3－1）熱中症対策に係る経費
・現場管理費、現場環境改善費での熱中症対策費用の計上
・実態に応じた熱中症対策費用の確保【新規】

（3－2）直接工事費
・維持工事等で標準歩掛がない作業は見積り等による精算変更
・施工実態調査に基づく歩掛の見直し

4. 地方公共団体・民間発注者等への周知・要請、好事例の横展開

（4－1）工期における猛暑日考慮の徹底【新規】
・「工期に関する基準」の対応状況調査、働きかけ等

（4－2）工期以外の猛暑対策の推進【新規】

（4－3）好事例の横展開【新規】

中長期的な課題への対応

・日給制の技能労働者の年間総労働時間・賃金を確保する方策
・1年単位の変形労働時間制の運用改善、生命・安全を守るための猛暑日における作業のあり方の議論

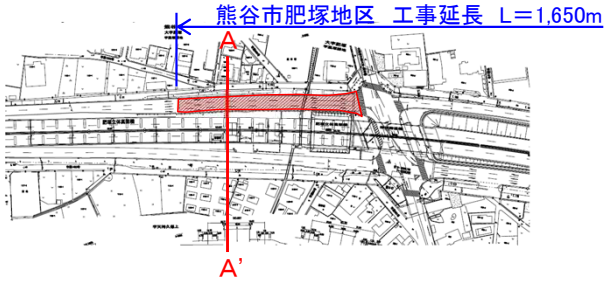
03. ④猛暑期間を休工可能とする工事発注　R7熊谷国道出張所管内舗装修繕他工事（大宮国道事務所）

工事概要

工事種別：アスファルト舗装工事A
工事場所：自）埼玉県熊谷市肥塚　至）埼玉県熊谷市代　他3箇所
工期：約11ヶ月　（R8.4.1～R9.2.24）
工事概要：【熊谷市肥塚地区】　切削オーバーレイエ 約5,200m2
【熊谷市東別府地区】 切削オーバーレイエ 約3,400m2
【熊谷市西別府地区】 切削オーバーレイエ 約2,500m2
【鴻巣市東地区】　切削オーバーレイエ 約1,500m2
ｱｽﾌｧﾙﾄ注入工　約7.0t

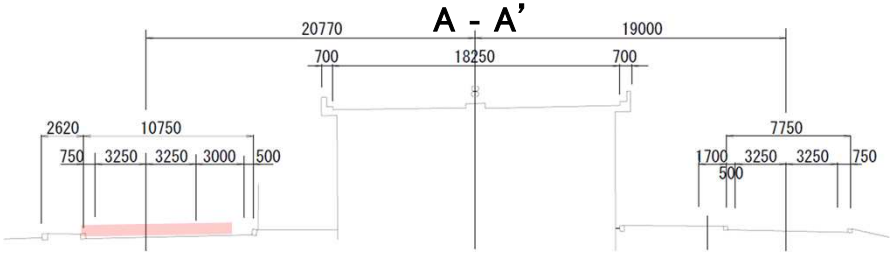


平面図

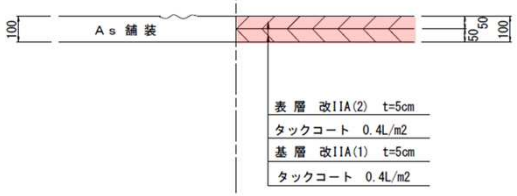


標準横断図

A - A’



舗装構成図





実施工程表

実施工事工程表
工事名　：　R７熊谷国道出張所管内舗装修繕他工事

工種	単位	数量	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	備考
準備	式	1												140日間
熊谷市肥塚地区														舗装工：1pt 区画線工：1pt
舗装工	式	1												
区画線工	式	1												
熊谷市東別府地区														舗装工：1pt 区画線工：1pt
舗装工	式	1												
区画線工	式	1												
鴻巣市東地区														舗装工：1pt ｱｽﾌｧﾙﾄ削孔：1pt ｱｽﾌｧﾙﾄ注入：1pt 区画線工：1pt
舗装工	式	1												
ｱｽﾌｧﾙﾄ削孔	式	1												
ｱｽﾌｧﾙﾄ注入	式	1												
区画線工	式	1												
熊谷市西別府地区														舗装工：1pt 区画線工：1pt
舗装工	式	1												
区画線工	式	1												
後片付け	式	1												30日間

休工期間
R8.8.8 ～ R8.8.23

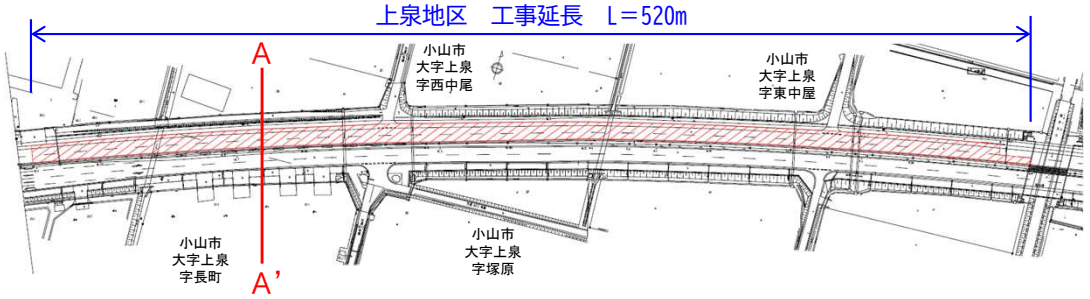
※本資料は現時点における計画であり、今後の現地調査・精査の結果等により、内容が変更となる場合があります。

03. ④猛暑期間を休工可能とする工事発注　R7小山出張所管内路面補修工事（宇都宮国道事務所）

工事概要

工事種別：アスファルト舗装工事A
工事場所：栃木県小山市上泉地先外3箇所
工　　期：約8ヶ月　（R8.5.1～R8.12.25）
工事概要：【上泉地区】
　　切削オーバーレイエ　約4,500m2
　【友沼地区】
　　切削オーバーレイエ　約3,700m2
　【旭町一丁目地区】
　　切削オーバーレイエ　　約800m2
　【高橋町地区】
　　切削オーバーレイエ　約1,000m2

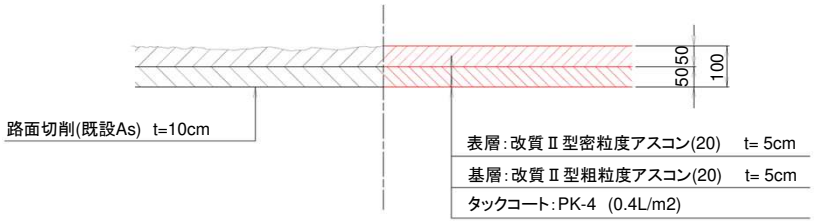
平面図



位置図

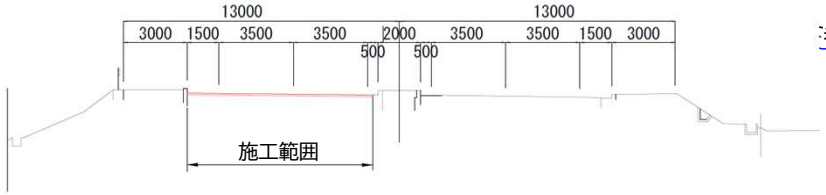


舗装構成図



標準横断図

A - A'



実施工程表

実施工程表
工事名　：　R7小山出張所管内路面補修工事

工　種	単位	数　量	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	備考
準備	式	1											60日間
【上泉地区（栃木県小山市上泉地先）】													
切削オーバーレイエ	式	1											1班
区画線工	式	1											1班
友沼地区（栃木県下都賀郡野木町友沼地先）】													
切削オーバーレイエ	式	1											1班
区画線工	式	1											1班
【旭町一丁目地区（茨城県古河市旭町一丁目地先）】													
切削オーバーレイエ	式	1											1班
区画線工	式	1											1班
【高橋町地区（栃木県佐野市高橋町地先）】													
切削オーバーレイエ	式	1											1班
区画線工	式	1											1班
後片付け	式	1											20日

余裕期間　　休工期間　　R8.8.1～ R8.8.31

※本資料は現時点における計画であり、今後の現地調査・精査の結果等により、内容が変更となる場合があります。

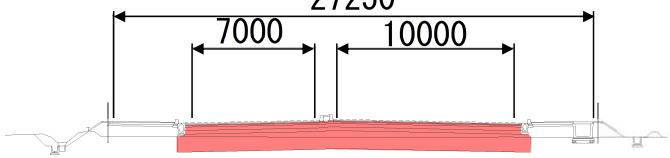
03. ④猛暑期間を休工可能とする工事発注　R7国道50号前橋笠懸道路赤堀今井地区舗装その1工事（高崎河川国道事務所）

工事概要

工事種別：アスファルト舗装工事B
工事場所：群馬県伊勢崎市赤堀今井2丁目地先
工　　期：約9ヶ月　（R8.4.6～R9.1.8）
工事概要：アスファルト舗装工（ICT）1,930m2
　　排水構造物工 230m
　　縁石工　　1式

標準横断図

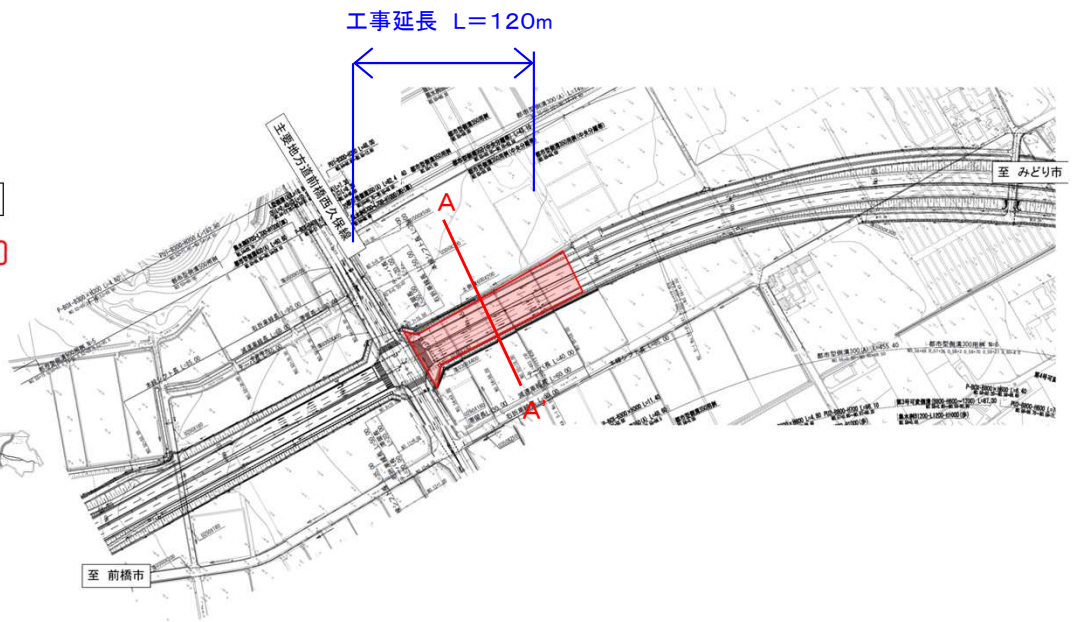
A - A’



位　置　図



平面図



実施工程表

実施工程表
工事名：Ｒ７国道５０号前橋笠懸道路赤堀今井地区舗装その１工事

工　種	単位	数量	備　考（パーティ(pt)数等）
準備工			・50日間
排水構造物工	式	1	(1pt)
縁石工	式	1	(1pt)
中央分離帯工	式	1	(1pt)
アスファルト舗装工（ＩＣＴ）	式	1	(1pt)
土運搬・盛土	式	1	
後片付け	式	1	・20日間

令和8年：4月　5月　6月　7月　8月　9月　10月　11月　12月
令和9年：1月　2月

休工期間

R8.8.8 ～ R8.8.30

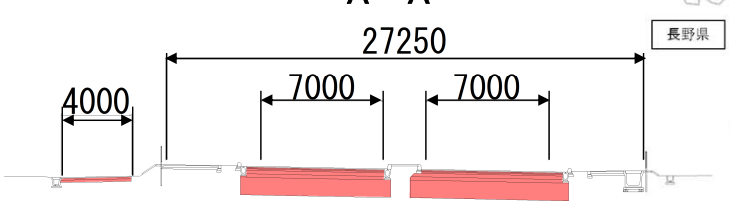
※本資料は現時点における計画であり、今後の現地調査・精査の結果等により、内容が変更となる場合があります。

03. ④猛暑期間を休工可能とする工事発注　R7国道50号前橋笠懸道路赤堀今井地区舗装その2工事（高崎河川国道事務所）

工事概要

工事種別：アスファルト舗装工事B
工事場所：群馬県伊勢崎市赤堀今井2丁目地先
工　　期：約9ヶ月　（R8.3.31～R9.12.11）
工事概要：アスファルト舗装工（ICT）1,600m2
　　排水構造物工 300m
　　縁石工　　1式

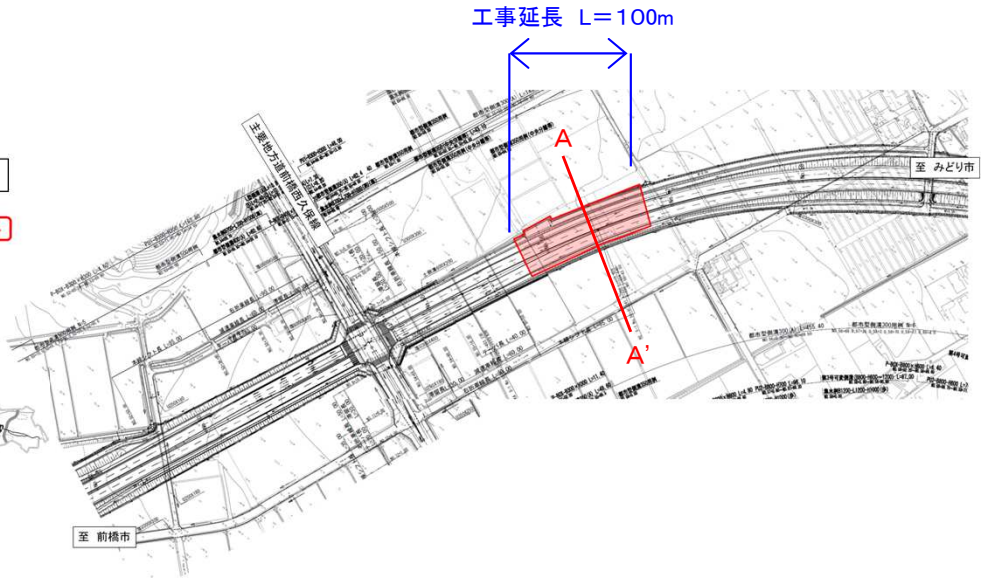
標準横断図



位　置　図



平面図



実施工程表

実施工程表
工事名：Ｒ７国道５０号前橋笠懸道路赤堀今井地区舗装その２工事

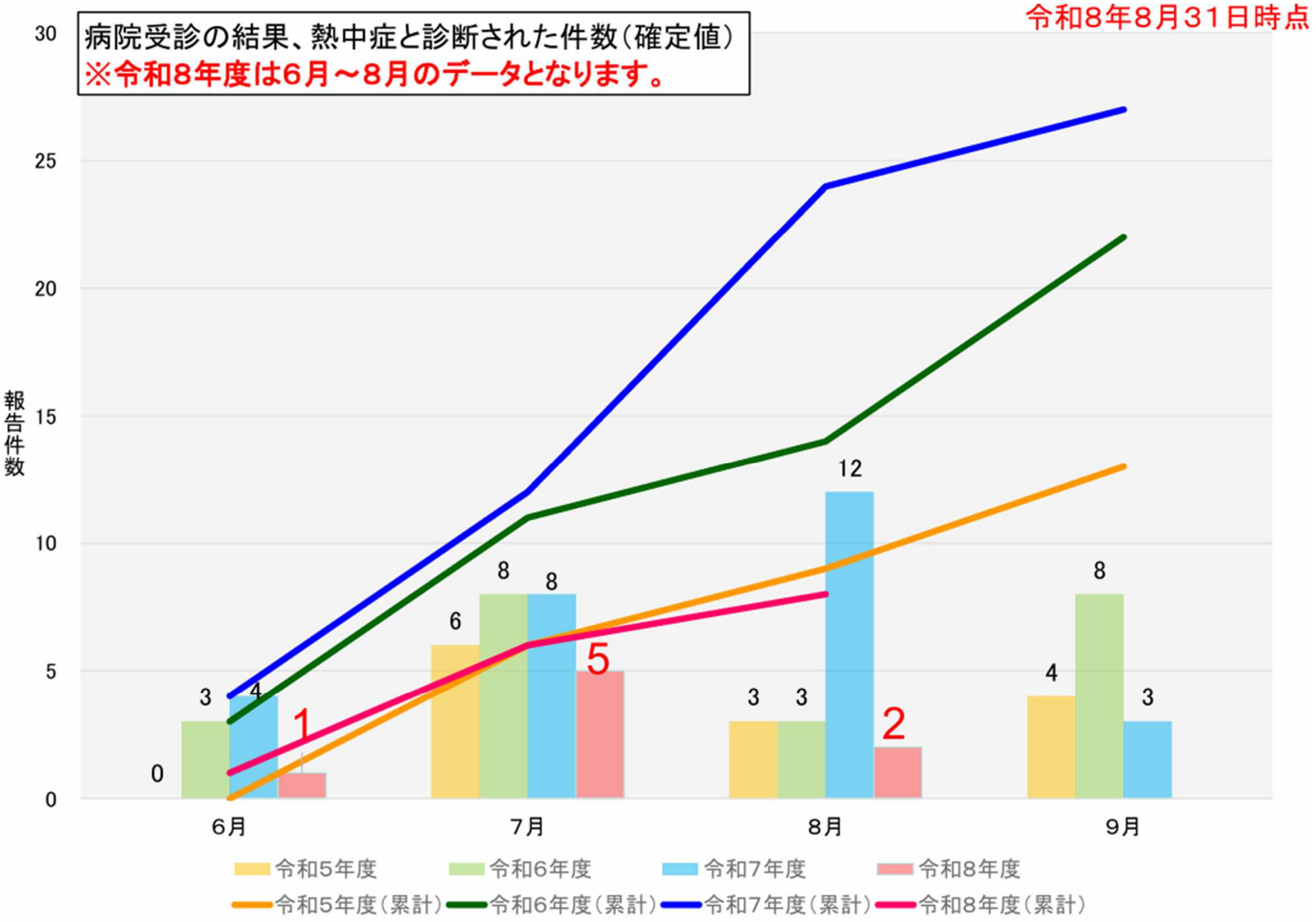
工　種	単位	数量	令和8年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和9年 1月	2月	備　考（パーティ(pt)数等）
準備工														・50日間
排水構造物工	式	1												(1pt)
縁石工	式	1												(1pt)
中央分離帯工	式	1												(1pt)
アスファルト舗装工（ＩＣＴ）	式	1												(1pt)
後片付け														・20日間

休工期間

R8.8.8 ～ R8.8.23

※本資料は現時点における計画であり、今後の現地調査・精査の結果等により、内容が変更となる場合があります。

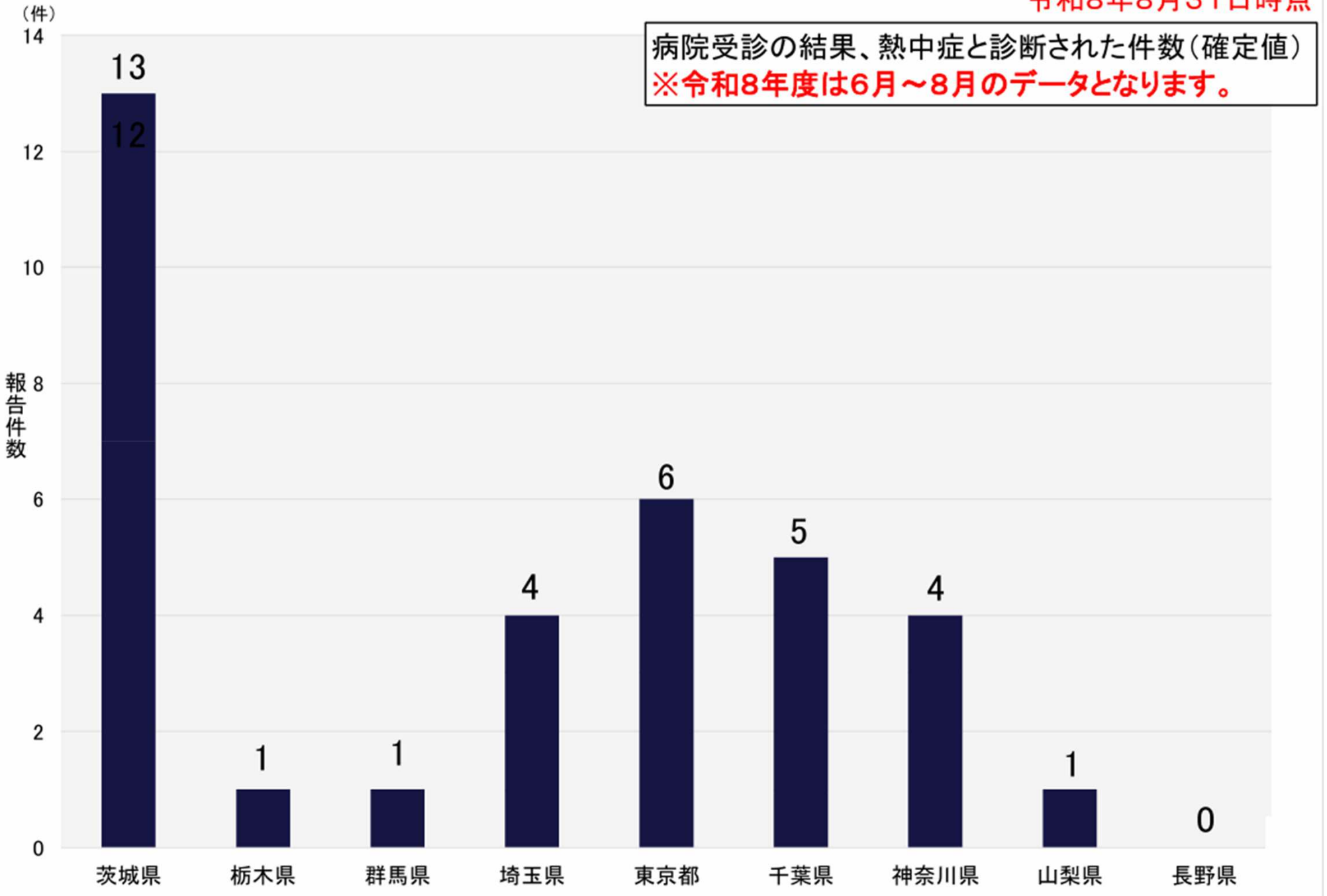
【参考】関東地方整備局管内 工事現場での熱中症 報告件数（6～9月）



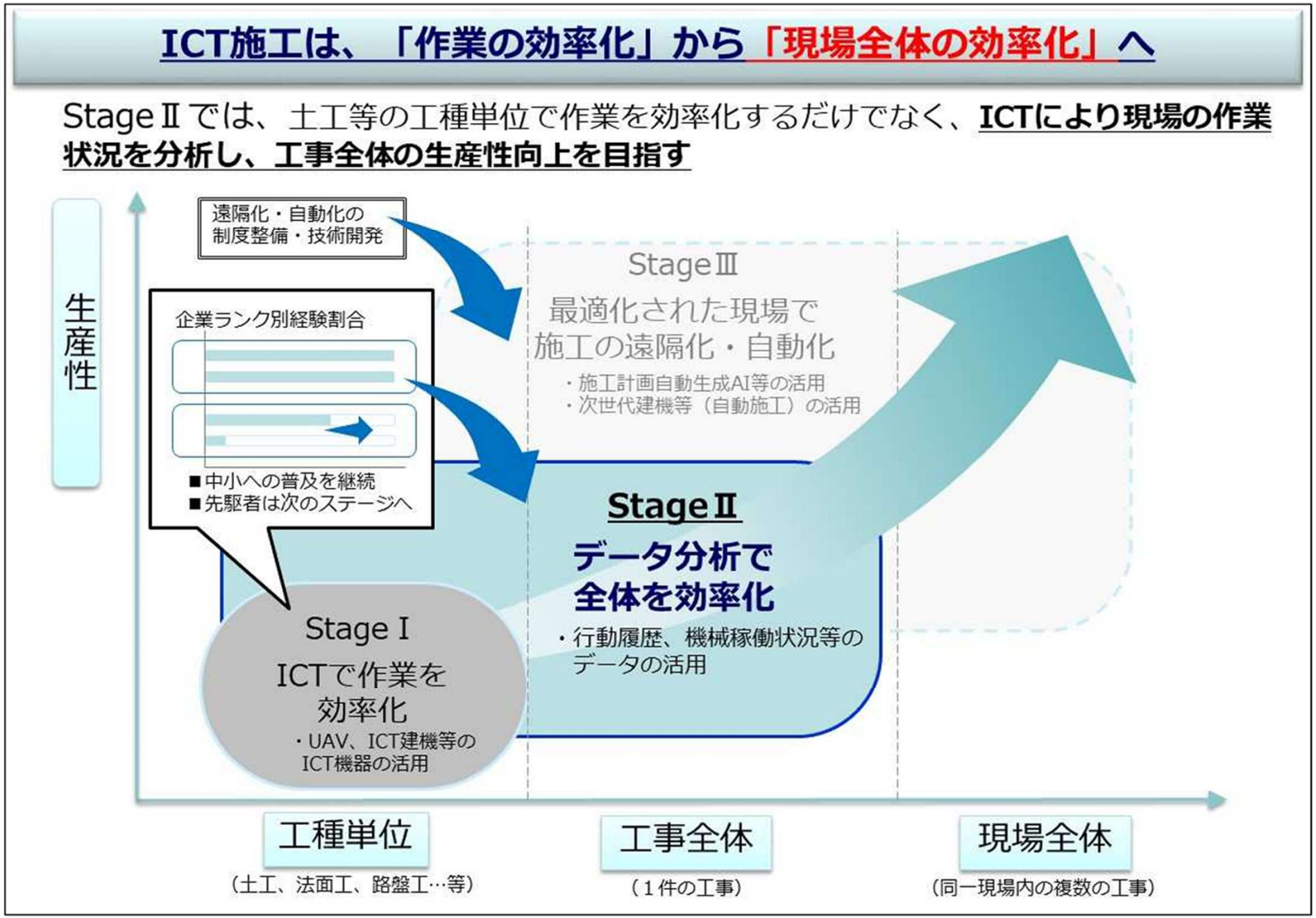
【参考】都県別 関東管内の工事等における熱中症発生状況（R7＆ R8）

令和8年8月31日時点

病院受診の結果、熱中症と診断された件数（確定値）
※令和8年度は6月～8月のデータとなります。



総合評価にICT施工StageⅡを追加



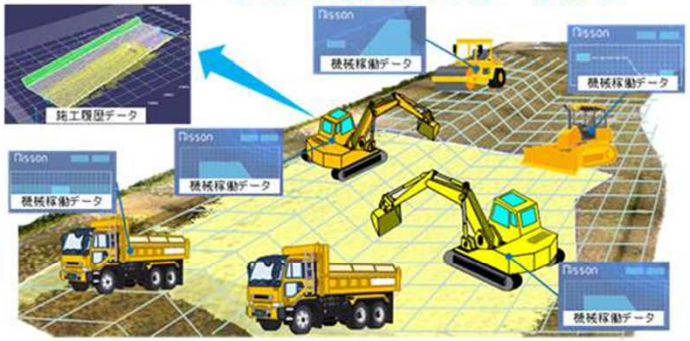
総合評価にICT施工Stage Ⅱを追加

1. 施工のオートメーション化

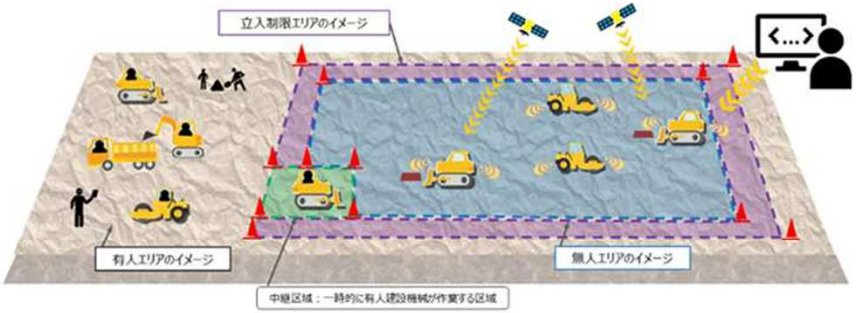
○ 建設現場をデジタル化・見える化し、建設現場の作業効率の向上を目指すとともに、現場取得データを建設機械にフィードバックするなど双方向のリアルタイムデータを活用し、施工の自動化に向けた取組を推進する。

【短期目標】現場取得データをリアルタイムに活用する施工の実現
【中期目標】大規模土工等の一定の工種・条件下での自動施工の標準化
【長期目標】大規模現場での自動施工・最適施工の実現

現場↔建機の**双方向でリアルタイムデータ活用**



自動施工の導入拡大に向けた基準類の策定



<ロードマップ>	短期（今後5年程度）	中期（6～10年後程度）	長期（11～15年後程度）	実現
自動施工	安全ルール、施工管理要領等の技術基準類の策定			大規模現場での自動施工の実現
	ダム施工現場等での導入拡大	大規模土工現場での導入試行	導入工種の順次拡大	
	技術開発			
遠隔施工	砂防現場における活用拡大	通常工事における活用拡大		最適施工の実現
施工データの活用	データ共有基盤の整備（土砂運搬など建機効率化）	施工データを活用した施工の最適化	AIを活用した建設現場の最適化	

※今後の技術開発状況等に応じて適宜更新

ICT施工Stage Ⅱ

03. ⑤ i-Construction2.0の推進

■小規模工事へのICT施工の普及強化のための取組みパッケージの充実

○ 小規模工事におけるICT施工活用促進については、これまでも講習会をはじめ、「小規模工事ICT施工現場体験会」等実務担当者へのICT知識向上のほか、経営者向けのセミナーを昨年度に引き続き関東地方整備局管内都県全域で開催。新たな取り組みとして講演者と聴講者の対話型形式での開催を試行的に実施。
○ 令和８年度も引き続きこれらの取組を継続し、ICT施工普及強化を推進。
令和８年度講習日程は、関東DX・i-Con人材育成センターHPにて公開。 https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000939404.pdf

取組内容

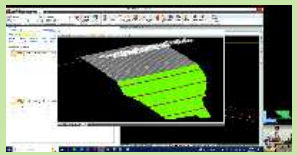
ICT施工 施工講習

R7.7/8,7/9 開催：受講者計：45名




ICT施工 3次元ﾃﾞｰﾀ作成講習

R7.7/23,8/1,8/5,8/8 開催：受講者計：101名

ICT施工 Webセミナー

R7.7/15～18
R7.9/29～10/2　開催：受講者計：7,448名
R8.1/20～23




小規模工事ICT施工現場体験会

R7.8/28,29：関東技術事務所にて開催　来場者：424名



ＩＣＴ施工経営者セミナー

関東地整管内全都県にて開催



※ 神奈川県にて対話型形式を試行

更に

フィードバック　　フィードバック

強化施策

小規模工事ＩＣＴ施工 取組フォローアップ

小規模工事におけるICT施工の実施率向上に向け、実施率低迷の詳細調査や、導入の課題に対するヒアリングを行い、より具体的な対策を検討

- ○経営者セミナーを受けてからの取り組み状況把握
- ○簡易的３次元計測技術の紹介
- ○小規模工事へのＩＣＴ施工導入の課題ヒアリング



フィードバック

各取り組みの参加者へヒアリングを実施 ➡ 今後の取組へ反映

04. ①発注者協議会でのマネジメント強化

○国、地方公共団体および特殊法人等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等について情報交換を行うなどの連携を図るために設立。
○協議会（本体）は、65機関からなる。
【構成機関：国（7省庁17機関）、地方公共団体（9都県5政令市、代表9区市）、特殊法人等（25機関）】

近年の主な取組内容【その１】　改正品確法および同法に基づく運用指針の周知

品確法の改正を踏まえ、発注者共通の指針として、発注関係事務の各段階で取り組むべき事項等をまとめている「発注関係事務の運用に関する指針」も合わせて改定。

品確法および運用指針の改定を踏まえ、課題の解決に向けて自ら取り組むとともに、
発注者協議会を活用して幅広く情報共有を行い、公共工事の品質確保に向けた取り組みの推進を呼び掛けているところ。

近年の主な取組内容【その２】 指標による取組みの推進

「発注関係事務の運用に関する指針」で定めている各種の取り組み向上のために指標を設定。
全国的に定められた「全国統一指標」に加え、関東ブロックにおいて独自に定めた「関東ブロック独自指標」により、取り組みを進めている。

●全国統一指標（工事の例）
①地域平準化率（施工時期の平準化）
②週休２日対象工事の実施状況（適正な工期設定）
③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

●関東ブロック独自指標（工事の例）
④最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況（予定価格の適正な設定）
⑤設計変更ガイドラインの策定・活用状況（適切な設計変更）
⑥区市町村における週休２日制工事の取組

※運用指針の改定を踏まえ、新たに第三次・指標を策定。

近年の主な取組内容【その３】 好事例の共有

公共工事の品質確保や、建設業の働き方改革に向けた取り組みについて、各発注機関における好事例を協議会の場で情報共有いただき、取り組み推進の一助としている。

【令和６年度、埼玉県における取り組みの例】
週休２日制工事の導入等を推進するため、県内の市町村に対し、**各県土整備事務所長が首長（幹部職員）を直接訪問（20市21町1村）**し、導入に向けた働きかけを行うとともに、契約担当課には、担当職員が訪問（2市7町1村）し、意見交換を実施した。

●働きかけ内容
①週休２日制工事の要領策定
②工事の施工時期の平準化の取組み
③ダンピング対策（工事・委託）
④スライド運用基準の策定

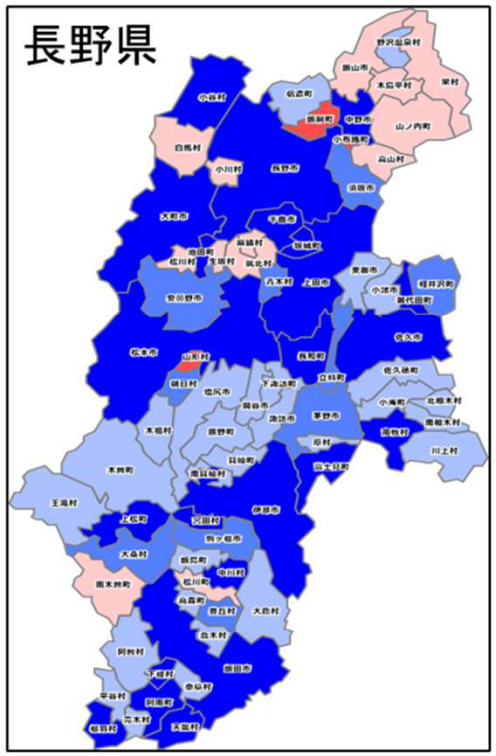


＜週休２日制度工事の導入状況の見える化＞
（R6年度）

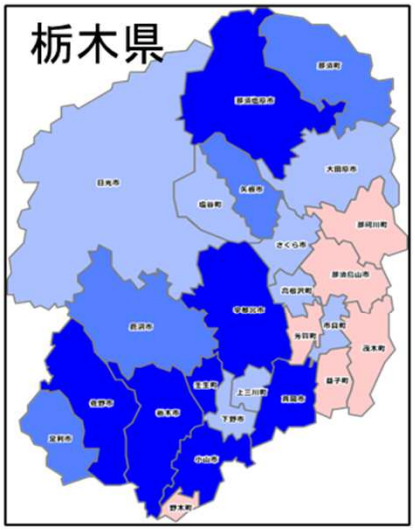
04. ①発注者協議会でのマネジメント強化

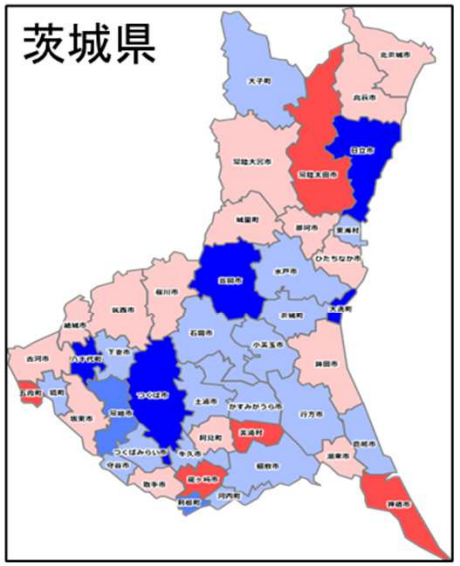
令和６年度調査結果　市区町村における週休2日制工事の取組状況の例

○ 指標の取組み状況がわかりやすいよう、「見える化」を実施。

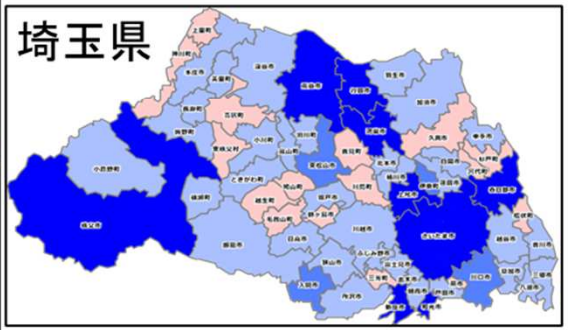


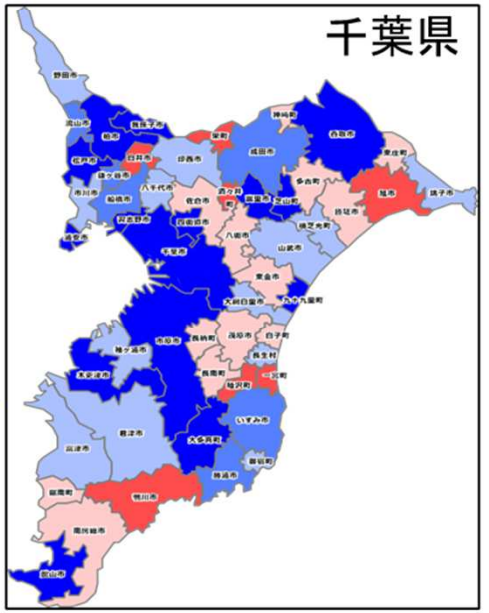




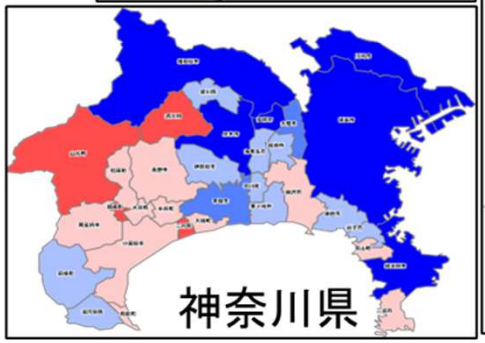












＜凡例＞

- a：全ての対象工事を、週休２日制対象工事として発注手続きを実施している
- b：対象工事の半数程度以上を、週休２日制対象工事として発注手続きを実施している
- c：対象工事の一部（半数未満）を、週休２日制対象工事として発注手続きを実施している
- d：週休２日制対象工事を導入していないが、導入に向けて検討を実施している
  （概ね１年以内に試行を実施する予定）
- e：週休２日制対象工事を導入しておらず、導入に向けた検討も実施していない

TEC-FORCEの増強と多様な主体との連携による新たな応援体制の構築
～大規模広域災害に備え、災害対応力を各段に引き上げ～

R7.6.6 国土交通省
記者発表（抜粋）

○TEC-FORCEは平成20年の発足以来、東日本大震災や西日本豪雨など様々な災害における現場対応を積み重ね、蓄積した知見を次なる災害対応に活かすことで着実に備えを充実してきた。
○能登半島地震等の経験も踏まえ、気候変動により激甚化・頻発化する水災害や切迫する南海トラフ地震等の大規模広域災害に対応するためには、現在の災害対応力を格段に引き上げることが必要になる。
○国土交通省の持つ現場力・総合力を活かした被災自治体への応援の強化に向け、**TEC-FORCE**の増強と行政機関・民間企業・学識者などの専門性を持った多様な主体との更なる連携強化による新たな応援体制を構築していく。



《TEC-FORCE予備隊員》

専門的な知識を有する民間企業等の人材をTEC-FORCE隊員として非常勤雇用する制度の創設により、人員体制を強化。

《TEC-FORCEパートナー》

民間企業等との災害協定の拡充により、広域的な被災自治体応援においてもTEC-FORCEと一体的に活動できる体制を確保。

《TEC-FORCEアドバイザー》

学識者の方々から災害対応の技術的助言を得る枠組みの創設により、技術的判断が難しい事案に対応する体制を確保。

《都道府県等との連携》

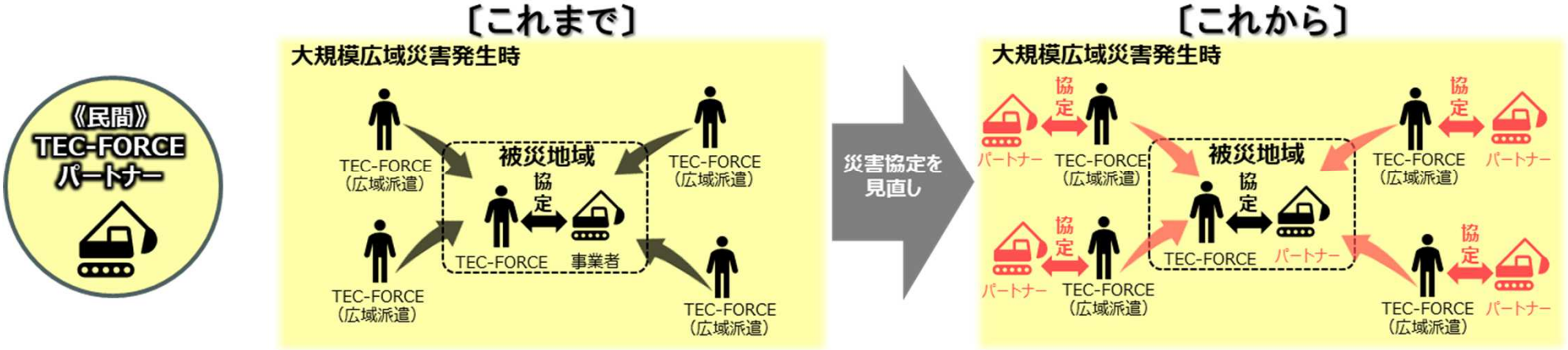
平時から、都道府県等の危機管理部局や土木部局等との合同研修等による連携を強化することにより、被災地における一体的な活動を促進。

TEC－FORCEパートナー（災害協定の拡充等）

国土交通省
関東地方整備局

○現行の災害協定は必ずしも管外派遣・自治体応援を想定していないため、大規模広域災害における円滑な自治体応援に向け、**災害協定を見直し、応援の範囲を支分部局管外・被災自治体応援まで拡大。**

○国土交通省の要請により活動する企業・団体等を**TEC-FORCEパートナーと位置付け、広域的な被災自治体応援においてもTEC-FORCEと一体的な活動を展開。**



- ◆ 関東地方整備局管内では、118団体と災害協定締結済み。
- ◆ これまでに16団体（全建、日建連、建コン協、全測連、全地連、橋建協、PC建協、道建協外8団体）と、管外派遣、自治体応援等を記載した協定の見直しを実施。

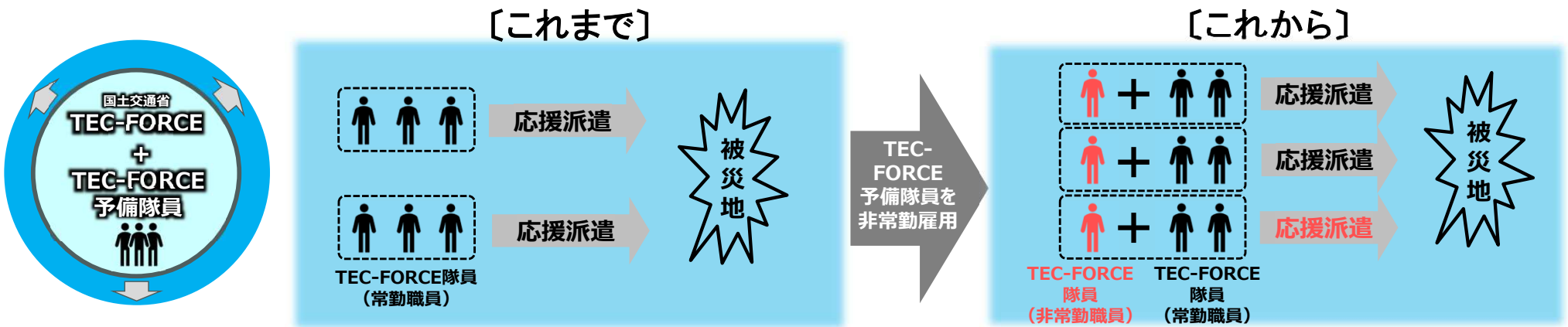
R8.7.31現在

※災害協定に基づき活動する企業・団体等は協定の見直しの有無にかかわらずTEC-FORCEパートナーと呼称

TEC－FORCE予備隊員（災害協定の拡充等）

○大規模災害時における被災地の応援ニーズに応えるため、TEC-FORCEのさらなる応援体制の強化が必要。

○このため、新たに創設する「TEC-FORCE予備隊員」制度により、専門的な知識を有する民間企業等の人材を募集・採用し、災害時に国家公務員（非常勤職員）として被災地に派遣することにより、TEC-FORCEとしての応援体制の強化を図る。



- ◆ 関東地方整備局では、36名を予備隊員として登録。
- ◆ 令和8年8月千葉豪雨では、うち3名をTEC-FORCE隊員として派遣。

大規模災害発生時におけるTEC-FORCEパートナー活動フロー

国土交通省
関東地方整備局

- 大規模災害発生時、関東地方整備局が各都県の建設業協会へ派遣要請を実施
- 建設業協会は対応可能な協会員を5者程度選出
- 特定された建設業者は、TEC-FORCEパートナーとして応急対策を実施

災害発生

地方整備局から協会へ派遣要請
TEC-FORCE派遣が必要な大規模災害発生時には、関東地方整備局の技術管理課より建設業協会へ協力要請があります

協会から会員へ対応可否の照会
協会事務局は会員の使用可能な建設機械、建設資材の状況、作業可能人員、現場到着日時に関する情報等を収集

協会は5者程度を選出し地方整備局に報告
協会事務局は、対応可能会員（5者程度）の情報収集結果をとりまとめ、関東地方整備局へ報告

地方整備局は対応会員を特定し、出動要請 （対応可否・条件）
関東地方整備局は、事前に定めた基準に従い、出動を要請する会員（建設会社）を特定し、出動を要請する

対応会員として特定されたか？

対応なし・待機

出動指示・契約締結
現地へ出動した会社は、関東地方整備局長もしくは事務所長の指示に従い、応急復旧・工事に従事する際はTEC-FORCEパートナーとして活動する（ビブス着用）

現地出動 調査・応急復旧・工事



TEC－FORCEの新たなロゴマークデザインについて

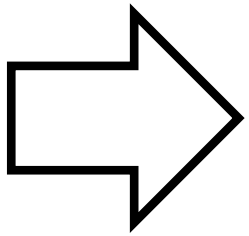
○緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の増強と多様な主体との更なる連携強化び取組の一環として、TEC-FORCEのロゴマークのデザインを刷新。今後、TEC-FORCE（予備隊員含む）・TEC-FORCEパートナー・TEC-FORCEアドバイザーと同一のロゴを用いて、TEC-FORCEに関連する様々な活動で使用する（本省にて令和8年1月9日プレスリリース）。

新ロゴマークのデザイン

【旧ロゴマーク】



（H20.4 月～）



【新ロゴマーク】



【新ロゴマークのデザイン】
・「盾状構成」が「被災地（赤色）を守る」点を強調
・「縦線群」により、国土交通省に加え、関係する多様な主体が並び立ち、協働で対応する姿を表現

【新ロゴマークの使用場面】
・TEC-FORCE 隊員の衣服
・TEC-FORCE パートナー・アドバイザーのビブス
・広報・イベント（広報資料、WEB ページ） 等

総行行第１６１号
国不入企第３９号
令和８年３月３１日

各都道府県知事　殿
（市区町村担当課、財政担当課、契約担当課扱い）
各都道府県議会議長　殿
（議会事務局扱い）
各指定都市市長　殿
（財政担当課、契約担当課扱い）
各指定都市議会議長　殿
（議会事務局扱い）

総務省自治行政局長
（公印省略）

国土交通省不動産・建設経済局長
（公印省略）

中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について（要請）

現在、中東情勢の変化による影響もあり、原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇によって中小企業・小規模事業者の収益が圧迫されることが懸念されております。

各団体におかれましては、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や納期の実態を踏まえた適正な工期の確保を図るため、下記の措置を適切に講じるよう、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号。以下「入契法」という。）第２１条第２項に基づき要請します。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても周知をお願いいたします。

なお、受発注者間や元請下請間での価格転嫁に関する相談等については、「建設業フォローアップ相談ダイヤル」にて受け付けておりますので、あわせてお知

らせいたします。

記

1．適正な請負代金・工期の設定について

今般の急激な物価変動等を背景に、予定価格が実勢と乖離することや工事契約後の想定外の資材高騰・納期遅延により、円滑な施工の確保に支障をきたすおそれがあるため、次に掲げる取組を実施する等の対応に努めること。

○積算に用いる資材単価については、以下に例示する対応を取ること等により、地域の実情や市場における最新の実勢価格を適切に反映できるよう努めること。

- 民間調査会社が作成する物価資料を活用している場合には、当該物価資料の毎月の改定にあわせて、月毎など適時に改定を行うこと。
- 独自調査（民間調査会社等に委託する場合を含む。）を実施した上で資材単価を設定している場合にあっては、物価変動の状況、資材の工事における使用頻度等を踏まえ、調査時期の前倒しや、月毎に調査を実施するなど調査頻度の増加等の対応をとること。
- 個別工事の積算に当たって、可能な限り入札日に近い時点における最新の単価を適用すること。
- 調達が厳しい資材等は必要に応じて見積書を積極的に活用すること。

○資機材の納期を勘案した工期の設定を行うほか、受注者の責によらない事情により資機材の納期が遅れる場合には、工期延長等により必要な工期が確保されるよう措置を講ずるとともに、その際に必要となる経費の計上を行うこと。

2．スライド条項の適切な運用等について

令和６年に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年法律第１８号）において、スライド条項の運用基準の策定や適切な契約変更の実施等が公共発注者の責務とされたことも踏まえ、次に掲げる取組を実施する等の対応に努めること。

○契約後の資材や労務費の高騰等の変動に備えたいわゆるスライド条項（公共工事標準請負契約約款第２６条）の適切な運用のため、スライド条項の運用基準についてあらかじめ策定するとともに、当該基準について受注者・建設企業とあらかじめ共有するよう努めること。

○今後契約する工事については、スライド条項を設定し、適切に運用するとともに、既契約工事においては設定されているスライド条項の適用や受注者からの協議の申出等について適切に対応すること。

○入契法第１３条第２項に基づき、資材価格の高騰等の理由で受注者から契約変更の協議の申し出があった場合には、公共発注者は誠実に協議に応じること。

３．最新の情勢の把握等について

情勢が極めて流動的であることから、資機材の調達にあたっての支障の有無や物価変動等の最新の状況の把握に努めるとともに、発注者として把握している情報に関し受注者に対し可能な限り情報の提供を行うことや、受注者からの相談に対して誠実に応ずるなどにより、受注者の不安の解消に努めること。

【参考資料】建設業における1年単位の変形労働時間制のポイント（厚生労働省）

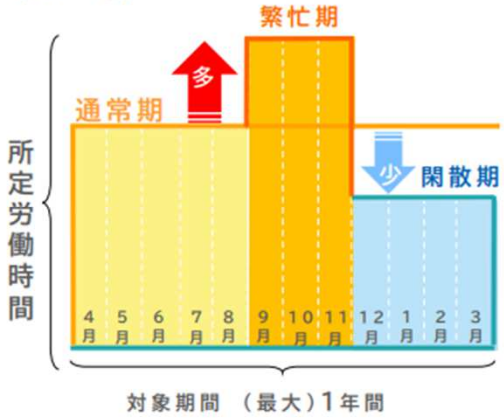
建設業の事業主の皆さまへ

建設業における 1年単位の変形労働時間制のポイント

1年単位の変形労働時間制とは、季節によって業務に繁閑が大きい場合に、繁忙期に長い労働時間を設定し、閑散期に短い労働時間を設定するなど、年間を通じて労働時間を効率的に配分することで、総労働時間の短縮を図ることを目的とした制度です。

1 1年単位の変形労働時間制の概要

（イメージ図）



- 1年間を平均して、1週40時間となる範囲※で、シフト作成のルールに則って所定労働時間に凹凸をつけることができます。

  ※年間の所定労働時間を、2,085時間（法定労働時間の総枠）以内で設定する必要があります。

- 1週40時間、1日8時間を超える労働時間を設定した場合には、その設定した時間を超えた労働が時間外労働となります。

  ※変形労働時間制では、1週、1日の法定労働時間又は所定労働時間を超えた労働や、法定労働時間の総枠を超えた労働について、割増賃金を支払う必要があります。

- 積雪の度が著しく高い地域では、建設業の屋外作業者向けに、シフト作成のルールに特例（積雪特例）が設けられています。

積雪の度が著しく高い地域はこちらをご確認ください

2 シフト作成のルール

① 労働日数は年間280日まで
② 連続労働日数は原則6日まで（特に繁忙な場合は12日まで）
③ 労働時間は1日10時間、1週52時間まで

積雪特例でも同様です

④ 労働時間が48時間を超える週は連続3回まで
⑤ 対象期間を3か月ごとに区分した各期間で、労働時間が48時間を超える週は3回まで

積雪特例では適用されません

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署 （R7.6）

3 1年単位の変形労働時間制の導入方法

1年単位の変形労働時間制について労使協定を締結してください

1年単位の変形労働時間制を導入するためには、就業規則への規定に加え、労使協定を締結して届け出ることが必要です。

参考資料もご参照の上、次の5項目を定めた労使協定を締結してください。

- 対象労働者の範囲
- 対象期間（1か月を超え1年以内の期間）及び起算日
- 特定期間（対象期間中特に繁忙な期間）※1
- 労働日及び労働日ごとの労働時間（勤務カレンダー）
- 労使協定の有効期間

参考資料はこちら

様式はこちら

勤務カレンダーは、以下のいずれかの方法によって定めてください。

① 労使協定締結時にあらかじめ1年分の勤務カレンダーを定める。

② ①が難しい場合は、**労使協定締結時**に最初の1か月分の勤務カレンダーを定め、2か月目以降の勤務カレンダーは、当該月の30日前までに定めることも可能です。

例：対象期間の開始日（労使協定の起算日）を4月1日とすると、5月分の勤務シフトは4月1日まで、6月分の勤務シフトは5月2日までに定める

なお、②の方法による場合でも、月ごとの所定労働日数と所定労働時間数は、協定締結時に定める必要があります※2。

※1 特定期間を労使協定で定めることで、その期間中は、連続労働日数を12日までとすることができます。（特定期間の定めをしない場合は連続労働日数は6日まで。）

※2 時間外・休日労働を行う必要のある事由が生じた場合には、36協定の範囲内で労働者に時間外・休日労働をさせることができます。

1年単位の変形労働時間制について就業規則に規定してください

始業及び終業の時刻等は、就業規則に必ず記載しなければならない事項です。また、労働者を1年単位の変形労働時間制により働かせるには、労働契約上の根拠が必要です。

「モデル就業規則」を参考に、就業規則等に1年単位の変形労働時間制に関する規定を設けてください。

モデル就業規則

また、労使協定の内容については、常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付ける、書面を交付する等の方法によって、労働者に周知することが必要です。

締結した労使協定と変更した就業規則とを所轄労働基準監督署に届け出てください

ご不明な点は、都道府県労働局・労働基準監督署、働き方改革推進支援センターまでお問い合わせください。

労働基準監督署

働き方改革推進支援センター

【参考資料】建設業における１年単位の変形労働時間制のポイント（厚生労働省）

勤務カレンダー例❶　夏に猛暑が続く地域の場合（その１）

猛暑の時期は1週の所定労働時間を30時間まで減らし、
秋～年度末を繁忙期として1週の所定労働時間を48時間とする場合

休暇

4 April
1週40時間
1日の所定労働時間：8時間
1月の所定労働時間：176時間

5 May
1週40時間
1日の所定労働時間：8時間
1月の所定労働時間：176時間

6 June
夏期
1週35時間
1日の所定労働時間：7時間
1月の所定労働時間：147時間

7 July
猛暑
1週30時間
1日の所定労働時間：6時間
1月の所定労働時間：138時間

8 August
猛暑
1週30時間
1日の所定労働時間：6時間
1月の所定労働時間：96時間

9 September
夏期
1週35時間
1日の所定労働時間：7時間
1月の所定労働時間：154時間

10 October
繁忙期
1週48時間
1日の所定労働時間：8時間
1月の所定労働時間：216時間

11 November
繁忙期
1週48時間
1日の所定労働時間：8時間
1月の所定労働時間：200時間

12 December
繁忙期
1週48時間
1日の所定労働時間：8時間
1月の所定労働時間：192時間

1 January
6H
繁忙期
1週48時間
1日の所定労働時間：8時間
（土曜1回は6時間）
1月の所定労働時間：190時間

2 February
繁忙期
1週48時間
1日の所定労働時間：8時間
1月の所定労働時間：192時間

3 March
繁忙期
1週48時間
1日の所定労働時間：8時間
1月の所定労働時間：208時間

夏期（6、9月）
　週所定労働時間　35時間
猛暑（7、8月）
　週所定労働時間　30時間
繁忙期（10～3月）
　週所定労働時間　48時間
それ以外（4、5月）
　週所定労働時間　40時間

年間労働日数	276日
年間休日数	89日
年間総労働時間（所定）	2085時間
1週あたり平均	39時間59分

※本カレンダーはあくまでも一例であり、降雪期、繁忙期には他にも様々な所定労働時間を設定することが考えられます。

勤務カレンダー例❷　夏に猛暑が続く地域の場合（その２）

週休2日を確保しつつ、猛暑の時期は1週の所定労働時間を20時間まで減らし、秋～年度末を繁忙期として1週の所定労働時間を47.5時間とする場合

休暇

4 April
1週40時間
1日の所定労働時間：8時間
1月の所定労働時間：176時間

5 May
1週40時間
1日の所定労働時間：8時間
1月の所定労働時間：176時間

6 June
夏期
1週40時間
1日の所定労働時間：8時間
1月の所定労働時間：168時間

7 July
猛暑
1週20時間
1日の所定労働時間：5時間
1月の所定労働時間：95時間

8 August
猛暑
1週20時間
1日の所定労働時間：5時間
1月の所定労働時間：60時間

9 September
夏期
1週40時間
1日の所定労働時間：8時間
1月の所定労働時間：176時間

10 October
繁忙期
1週47.5時間
1日の所定労働時間：9.5時間
1月の所定労働時間：218.5時間

11 November
繁忙期
1週47.5時間
1日の所定労働時間：9.5時間
1月の所定労働時間：190時間

12 December
繁忙期
1週47.5時間
1日の所定労働時間：9.5時間
1月の所定労働時間：190時間

1 January
繁忙期
1週47.5時間
1日の所定労働時間：9.5時間
1月の所定労働時間：190時間

2 February
繁忙期
1週47.5時間
1日の所定労働時間：9.5時間
1月の所定労働時間：190時間

3 March
繁忙期
1週47.5時間
1日の所定労働時間：9.5時間
1月の所定労働時間：209時間

猛暑（7、8月）
　週所定労働時間　20時間
繁忙期（10～3月）
　週所定労働時間　47.5時間
それ以外（4～6、9月）
　週所定労働時間　40時間

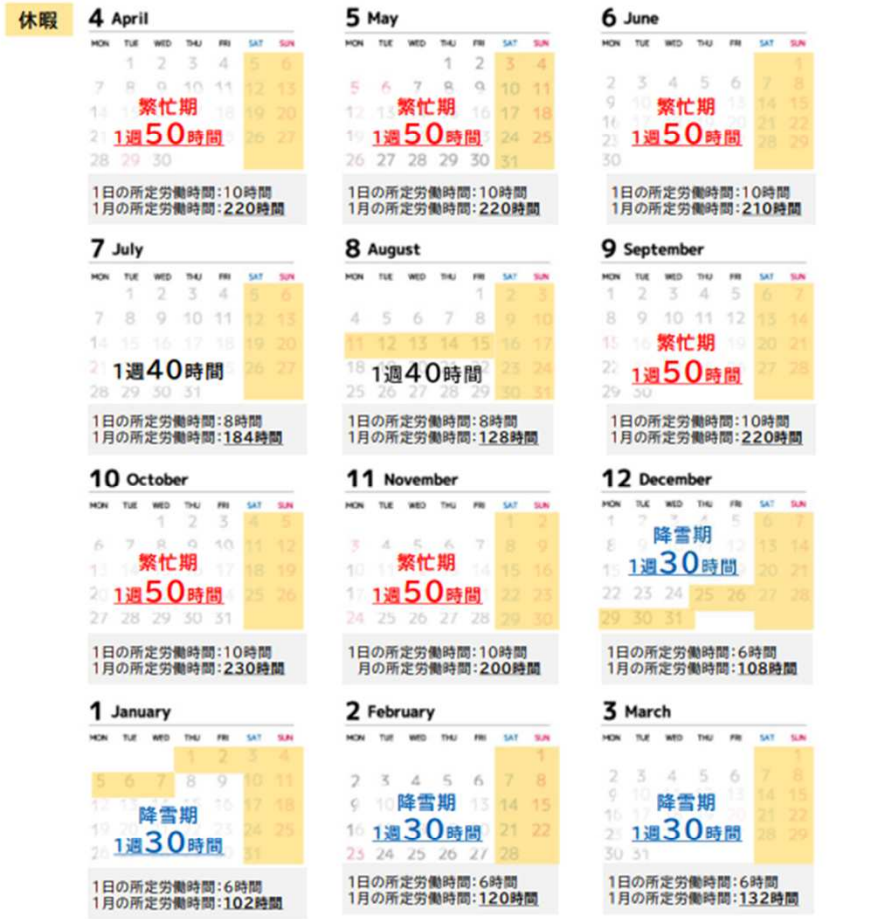
年間労働日数	242日
年間休日数	122日
年間総労働時間（所定）	2038.5時間
1週あたり平均	39時間06分

※本カレンダーはあくまでも一例であり、降雪期、繁忙期には他にも様々な所定労働時間を設定することが考えられます。

【参考資料】建設業における１年単位の変形労働時間制のポイント（厚生労働省）

勤務カレンダー例❸　冬に多くの積雪が見られる地域の場合（その1）

積雪地域で降雪期の1週の所定労働時間を30時間まで減らし、
その他の月を繁忙期として1週の所定労働時間を50時間とする場合



降雪期（12月、1月～3月）
　週所定労働時間　30時間
繁忙期（4～6月、9～11月）
　週所定労働時間　50時間
それ以外（7、8月）
　週所定労働時間　40時間

年間労働日数	246日
年間休日数	119日
年間総労働時間（所定）	2074時間
1週あたり平均	39時間46分

※本カレンダーはあくまでも一例であり、降雪期、繁忙期には他にも様々な所定労働時間を設定することが考えられます。

勤務カレンダー例❹　冬に多くの積雪が見られる地域の場合（その2）

積雪地域で降雪期の1週の所定労働時間を24時間まで減らし、
その他の月を繁忙期として1週の所定労働時間を50時間とする場合



降雪期（12月）
　週所定労働時間　30時間
降雪期（1月～3月）
　週所定労働時間　24時間
繁忙期（4～6月、9～11月）
　週所定労働時間　50時間
それ以外（7、8月）
　週所定労働時間　45時間

年間労働日数	234日
年間休日数	131日
年間総労働時間（所定）	2041時間
1週あたり平均	39時間08分

※本カレンダーはあくまでも一例であり、降雪期、繁忙期には他にも様々な所定労働時間を設定することが考えられます。

参考資料

令和8年度　国土交通省
土木工事の積算基準等の改定

建設業における多様な働き方の実現に向けた支援

国土交通省
工　事

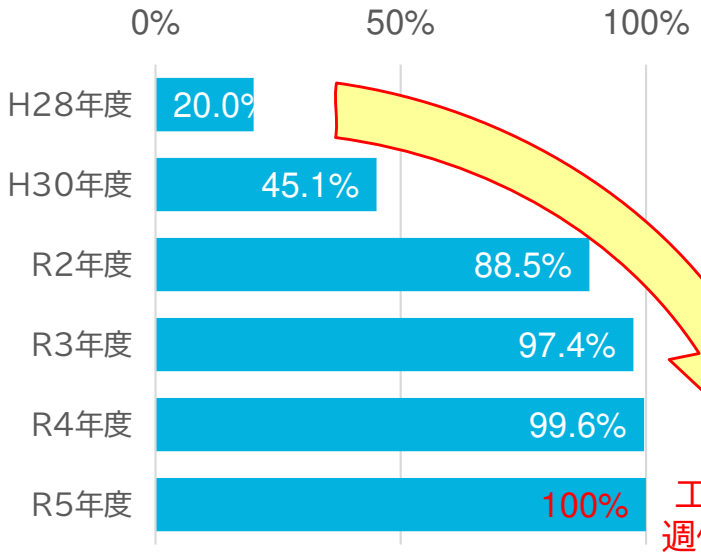
○ 直轄工事における試行を通じて、建設業は完全週休２日を含む週休２日が可能な業界であることを確認。
○ 他方、地域の実情や現場の状況等により、多様な働き方が求められている状況を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現を目指していく。

※直轄土木工事は「工事における週休２日の取得に要する費用の計上について（試行）」等による試行は完了とし、多様な働き方の実現を支援してまいります。

これまでの週休２日の推進と今後の働き方のあり方

H28～R5 週休2日の取組の拡大

週休2日工事（工期全体）の実施率（直轄）



工期全体の週休2日達成

R6～R7 週休2日の質の向上

R6～
月単位の週休2日制を推進

R7～
週単位の週休2日制を含む多様な働き方を推進

月単位・週単位の週休2日が達成できることを確認

R8～ 多様な働き方の実現

- 週休2日としての働き方
- 気候（猛暑対策等）を踏まえた働き方
- 変形労働時間制を適用した柔軟な働き方
- ICT・DX等を活用した効率的な働き方
- 担い手の多様化に合わせた働き方

建設工事における猛暑対策サポートパッケージ【概要版】

令和7年12月23日公表（再掲）

【概要】
〇建設業の担い手を確保するため、他産業と遜色のない労働条件・労働環境の実現が必要
〇猛暑は今後も続くと想定され、厳しい作業環境において、地域の実情を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現が必要
〇施工者の自主性を尊重しつつ、地域の実情や現場の状況等に応じて、受注者が施工の時期、時間や方法を柔軟に選択できるよう、工期の設定、新技術の導入や熱中症対策に係る費用等について支援する取組を「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」としてとりまとめ

来季に向けて実施する具体的な施策・取組

1. 猛暑期間・時間の作業回避

（1－1）猛暑期間を回避した工事発注
- 猛暑日（WBGT値）を考慮した工期設定
- 発注者による、猛暑期間の現場施工を回避する工夫（準備工、工場製作等）により、工期設定

（1－2）猛暑期間を休工可能とする工事発注
- 猛暑期間を休工可能とする工事発注の実現に向け、効果や必要となる費用・取組の調査を目的とした試行工事の実施【新規】

（1－3）猛暑期間における現場施工回避の協議の明記
- 宇都宮国道事務所等において、試行的に実施
- 特記仕様書への記載を他事務所に展開【新規】

（1－4）猛暑時間の施工回避
- 現場環境に応じて、作業の開始時間、終了時間を、監督職員と協議の上、柔軟に設定
- 早朝・夜間施工に係る警察や地元等への協議について、必要がある場合、発注者が協力すること等について、特記仕様書へ記載【新規】

（1－5）1年単位の変形労働時間制（1－2～1－4とセット）
- 1年単位の変形労働時間制の活用に向けた関係者との連携【新規】

（1－6）適切な設計図書の作成

（1－7）労働実態の把握

2. 効率的な施工、作業環境の改善

（2－1）i-Construction 2.0の推進
- 施工・データ連携・施工管理のオートメーション化の取組を加速

（2－2）作業環境の改善
- 個社毎の取組（定置式水平ジブクレーン、バイタルチェック機器等）
- 技術開発の促進（SBIR制度による支援に向けた公募実施）【新規】
- 技術提案評価型S型を活用した、作業環境の改善に資する施工方法・施工計画の工夫促進【新規】

3. 猛暑対策に必要な経費等の確保

（3－1）熱中症対策に係る経費
- 現場管理費、現場環境改善費での熱中症対策費用の計上
- 実態に応じた熱中症対策費用の確保【新規】

（3－2）直接工事費
- 維持工事等で標準歩掛がない作業は見積り等による精算変更
- 施工実態調査に基づく歩掛の見直し

4. 地方公共団体・民間発注者等への周知・要請、好事例の横展開

（4－1）工期における猛暑日考慮の徹底【新規】
- 「工期に関する基準」の対応状況調査、働きかけ等

（4－2）工期以外の猛暑対策の推進【新規】

（4－3）好事例の横展開【新規】

中長期的な課題への対応

- 日給制の技能労働者の年間総労働時間・賃金を確保する方策
- 1年単位の変形労働時間制の運用改善、生命・安全を守るための猛暑日における作業のあり方の議論

一般管理費等率の改定

○ 最新の本社経費の実態を反映し、一般管理費等率を改定。
○ 引き続き、適正な利潤が確保されるよう実態調査を継続していくとともに、公共工事に従事する者に対して適正な額の賃金が支払われるよう、賃金・労働時間等の実態調査の取組を強化していく。

一般管理費等率の改定



【現行】

500万円以下	500万円超え30億円以下	30億円超え
23.57%	-4.97802×LOG(Cp)+56.92101	9.74%

【改定】

500万円以下	500万円超え30億円以下	30億円超え
25.13%	-5.21826×LOG(Cp)+60.08343	10.63%

Cp：工事原価(円)
※前払金支出割合が３５%を超え４０%以下の場合

現場環境改善費の実施内容の見直しと拡充

○ 昨今の建設業を取り巻く状況を踏まえ、実施する内容を見直し。
○ より効果的な現場環境改善が図られるよう、実施内容の絞り込みを行うとともに、熱中症対策・防寒対策への充当を強化。

【猛暑対策サポートパッケージ関連】

現行

計上費目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	1.用水・電力等の供給設備 2.緑化・花壇 3.ライトアップ施設 4.見学路及び椅子の設置 5.昇降設備の充実 6.環境負荷の低減
営繕関係	1.現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2.労働者宿舎の快適化 3.デザインボックス(交通誘導員待機室) 4.現場休憩所の快適化 5.健康関連施設および厚生施設の充実等
安全関係	1.工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2.盗難防止対策(警報機等)
地域連携	1.完成予想図 2.工法説明図 3.工事工程表 4.デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5.見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6.見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7.パンフレット・工法説明ビデオ 8.地域対策費等(地域行事等の経費含む) 9.社会貢献

計上費目ごとに1内容ずつ(いずれか1費目のみ2内容)の合計5つの内容を実施

対象額:Pi		現場環境改善費率:i(%)	
		大都市・市街地	左記以外
直接工事費(処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i=56.6\cdot Pi^{-0.174}$	$i=39.9\cdot Pi^{-0.201}$
	5億円を超える場合	1.73	0.71

＋

実施する内容(積み上げ計上分)
主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の50%を上限とする。

改定

計上費目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	1.昇降設備の充実 2.環境対策の充実 3.ICT設備の充実 4.作業負荷の低減
営繕関係	1.現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2.労働者宿舎の充実 3.現場休憩所の充実(交通誘導員待機室含む) 4.衛生設備・厚生施設の充実
安全関係	1.工事標識・照明等安全施設の充実 2.盗難防止対策 3.健康関連施設の充実 4.野生生物・害虫対策
地域連携	1.広報活動等(完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等) 2.見学会・イベント等の開催(見学施設等設置・管理運営等含む) 3.社会貢献・地域対策費等(地域行事等の経費含む) 4.現場景観向上(美装化・デザイン看板等)

計上費目ごとに1内容ずつの**合計4つ**の内容を実施

対象額:Pi		現場環境改善費率:i(%)	
		大都市・市街地	左記以外
直接工事費(処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i=45.9\cdot Pi^{-0.175}$	$i=32.5\cdot Pi^{-0.202}$
	5億円を超える場合	1.38	0.57

＋

実施する内容(積み上げ計上分)
主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の**100%**を上限とする。

快適トイレの費用計上の拡充

○ 平成28年度より、直轄工事において快適トイレの原則化を実施。
○ 最新の調査実態を踏まえ、上限額を見直すとともに、更なる現場環境改善の推進の観点から、上限基数を撤廃。
（設置基数は、現場毎に必要性を協議の上、決定）

快適トイレの標準仕様

1．快適トイレに求める機能

①洋式（洋風）便器
②水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置を含む）
③臭い逆流防止機能
④容易に開かない施錠機能
⑤照明設備
⑥衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚（耐荷重を５kg以上とする）

2．付属品として備えるもの

⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
⑧周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
⑨サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
⑩鏡と手洗器
⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品

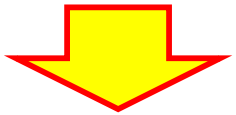
3．推奨する仕様、付属品

⑫便房内寸法900×900mm 以上（面積ではない）
⑬擬音装置（機能を含む）
⑭着替え台
⑮臭気対策機能の多重化
⑯室内温度の調整が可能な設備
⑰小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

快適トイレの費用計上（1基あたりの上限額）

	単位	R2年度
快適トイレ	円/基・月	51,000
ハウス型トイレ	円/基・月	102,000

※男女別で１台ずつ計２台まで計上可



	単位	R8年度
快適トイレ	円/基・月	57,000

※設置基数は、現場毎に必要性を協議の上、決定
※ハウス型等の場合、入口が別になっている場合に限り、入口別に57,000円／基・月上限まで計上可能。

快適トイレの「質の向上」について

○ 担い手確保の観点から、更なる現場環境改善を図るため、快適トイレの「質の向上」に取り組む。
○ 快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率分）を充当する場合には、費用に応じて実施費目数の変更を協議することが可能。（別途、積上計上はしない。）

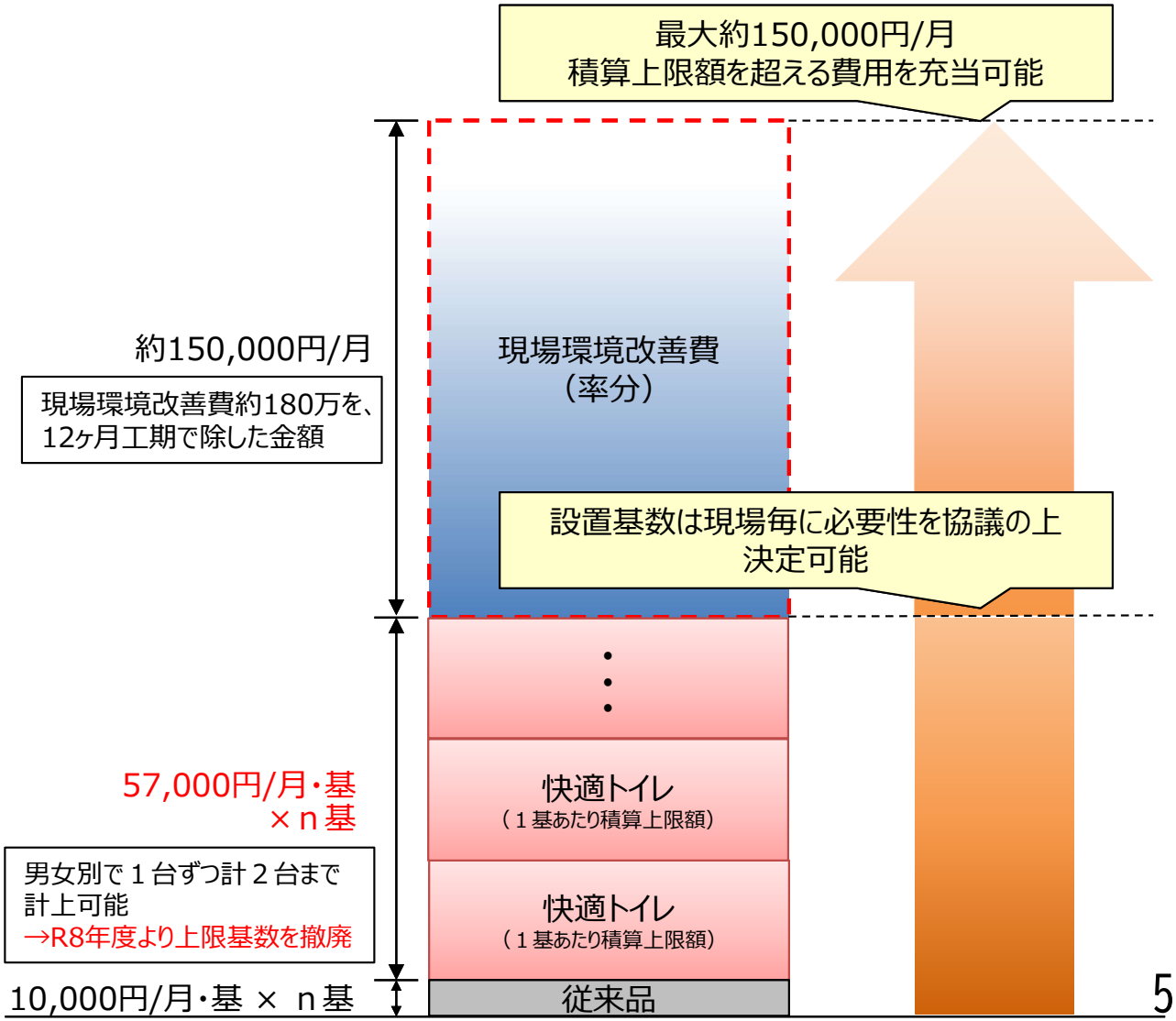
工事発注

当初の現場環境改善費は、計上費目ごとに１つを選択（合計４つ）

契約後、受注者が快適トイレの質の向上について、実施の意向があれば、受注者において快適トイレの仕様を決定し、発注者へ協議。
現場環境改善費の選択費目を、営繕関係を「4.衛生設備・厚生施設の充実等」に変更するとともに、費用に応じて、実施費目数の変更を協議。

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	1.昇降設備の充実 2.環境対策の充実 3.ＩＣＴ設備の充実 4.作業負荷の低減
営繕関係	1.現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2.労働宿舎の充実 3.現場休憩所の充実（交通誘導員待機室含む） **4.衛生設備・厚生施設の充実等**
安全関係	1.工事標識・照明等安全施設の充実 2.盗難防止対策 3.健康関連施設の充実 4.野生生物・害虫対策等
地域連携	1.広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） 2.見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） 3.社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む） 4.現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

（例）直接工事費１億（現場環境改善費約180万円）　12ヶ月の工期



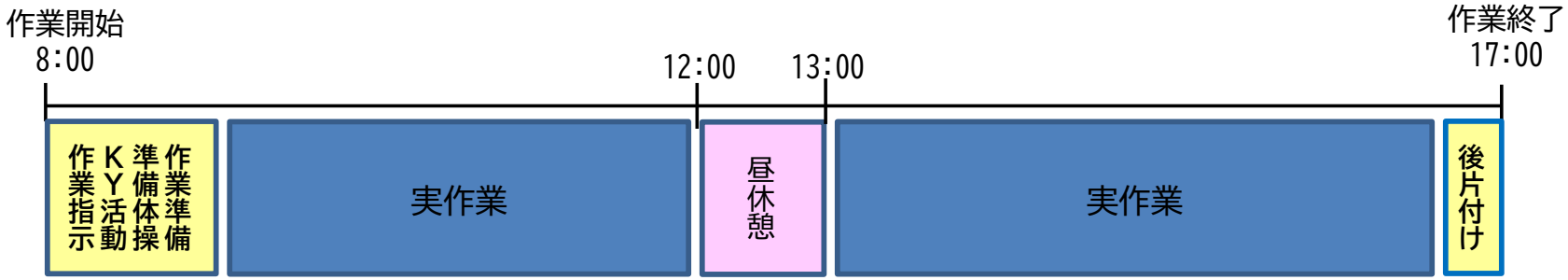
移動時間、作業休止時間等を踏まえた歩掛改定

国土交通省
工　事

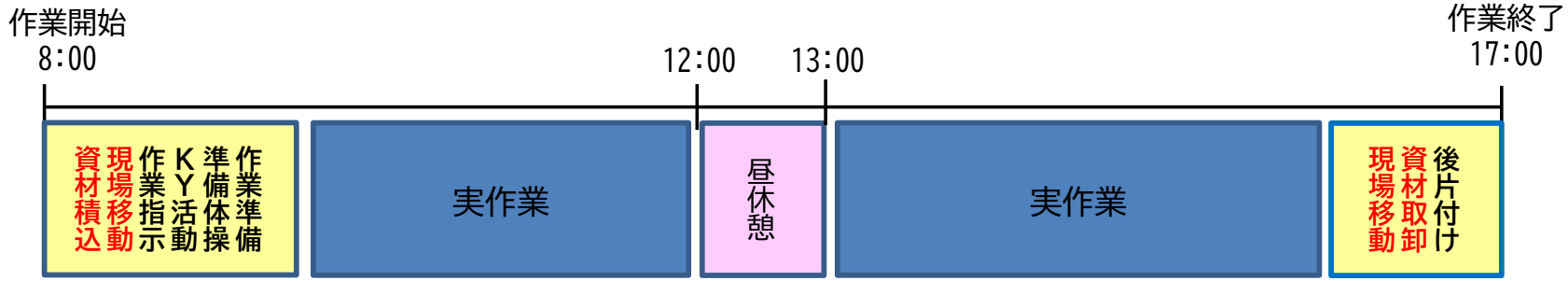
時間外労働の上限規制対応【移動時間を考慮した歩掛の改正】

○　KY活動や準備体操、現場内の移動時間や後片付け等は一日の作業時間（就業時間）に含まれており、標準歩掛においても適切に反映されている。
○　路上工事など常設の作業帯が現場に設けられない工事において、別途設けられた資材基地から現場への移動時間を適切に反映できるよう、令和４年度に調査表の全面見直しを実施。
○ 令和７年度は、路上工事だけでなくトンネル工事や砂防工事等においても同様の傾向が見られたことから、これを適切に反映。

■従前の作業時間（イメージ）



■移動時間を踏まえた作業時間（イメージ）



路上路盤再生工など１１工種で、現場移動等により実作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。　⇒Ｒ８年度歩掛改正に反映

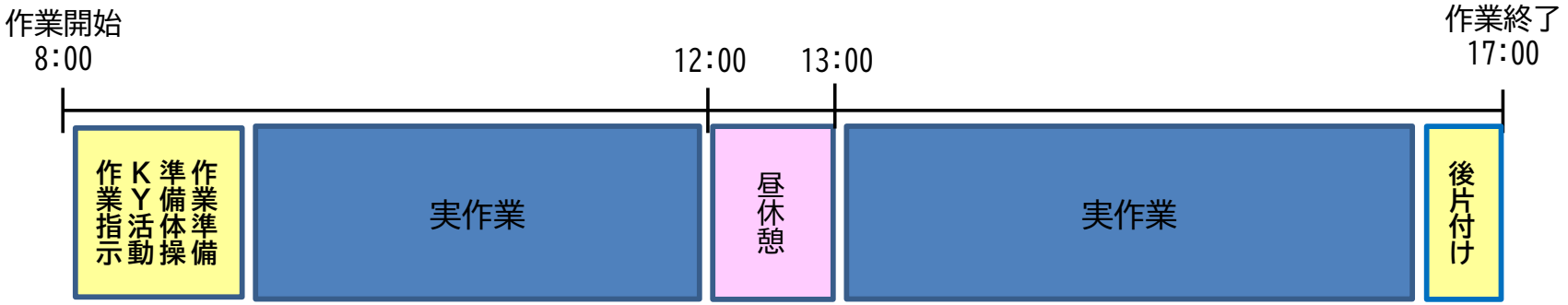
半たわみ性（コンポジット）舗装工、伸縮装置工（鋼製）、トンネル漏水対策工、濁水処理工（一般土木工事）、地すべり防止工（ふとんかご）、路上路盤再生工、トンネル濁水処理工、トンネル工（NATM）[発破工法]、トンネル補修補修工（ひび割れ補修工）低圧注入工、排水構造物工（鉄筋コンクリート台付管）、笠コンクリートブロック据付工、

移動時間、作業休止時間等を踏まえた歩掛改定

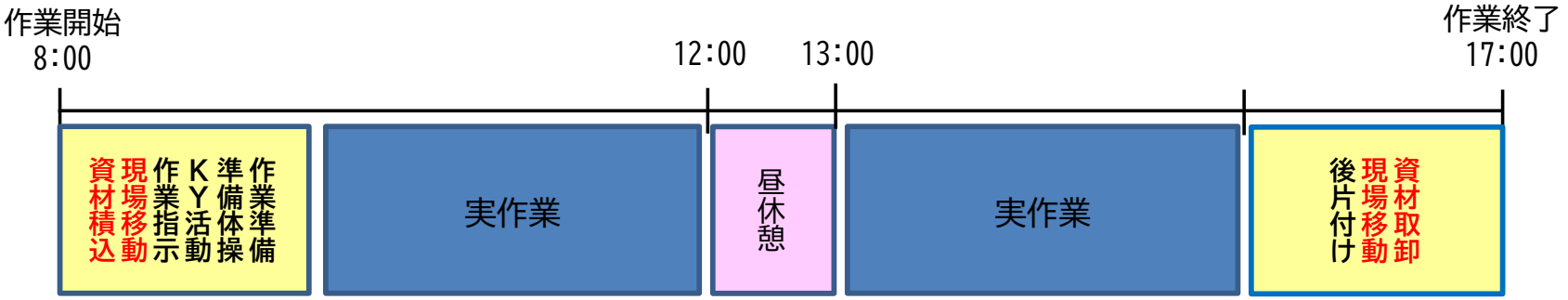
時間外労働の上限規制対応【建設機械の回送時間を考慮した歩掛の改正】

○　令和６年度より、建設機械を日々回送して使用する工種において、日当たり施工量に変動が見られたことから、これを適切に反映。

■従前の作業時間（イメージ）



■移動時間の増加により変化した作業時間（イメージ）　※日々回送する移動式クレーン



移動式クレーンを日々回送している３工種において、クレーンを用いた作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。　**⇒令和８年度歩掛改正に反映**

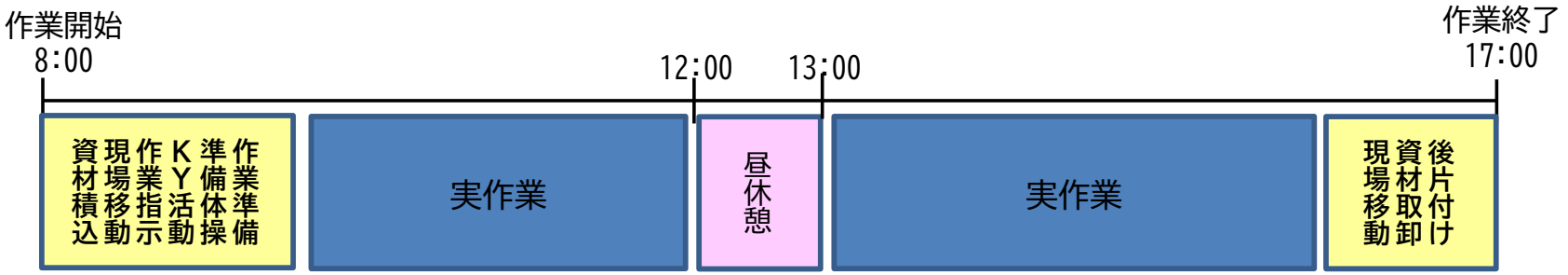
トンネル工（NATM）仮設備工（防音扉工）、ＰＣ橋架設工（架設機械据付・解体）、排水構造物工（鉄筋コンクリート台付管）

移動時間、作業休止時間等を踏まえた歩掛改定

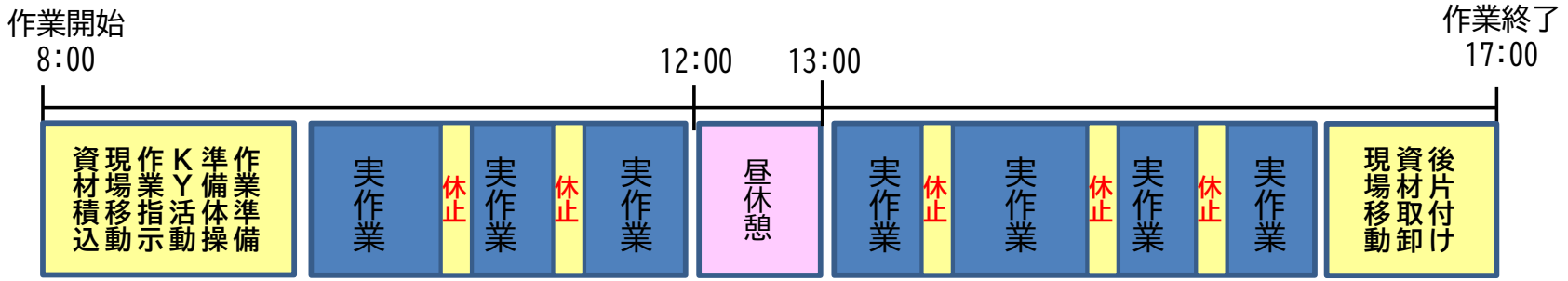
作業休止時間を考慮した歩掛の改定

○　建設現場の作業管理として行われている**作業休止時間（振動作業対策、腰痛予防対策や熱中症予防対策など）が増えた**ことにより、実作業時間に減少している傾向が見られたため、これを適切に反映。

■従前の作業時間（イメージ）



■作業休止時間・手待ち時間を踏まえた作業時間（イメージ）



鉄筋工や仮囲い設置撤去工など６工種で、作業休止時間等により実作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。　⇒**Ｒ８年度歩掛改正に反映**

鉄筋工、仮囲い設置撤去工、土のう工、路上路盤再生工、排水構造物工（鉄筋コンクリート台付管）、笠コンクリートブロック据付工

施工規模に応じた標準歩掛（小規模歩掛等）の設定

○ 土木工事標準歩掛の使用にあたって、積算者が適用可否の判断をしやすいように適用範囲及び施工方法などを詳細化。

土木工事標準歩掛　『13章 道路維持修繕』　④ 道路打換え工　の例

1．適　用　範　囲

本資料は，維持修繕アスファルト舗装工のうち，舗装版とりこわしから舗装までを急速施工する現道打換え工事に適用する。ただし，交差点内の施工を含みかつ従道路側の交通規制を伴う交差点部の施工に際し，交差点部を小規模に分割し施工する場合は，当該交差点部分のみ別途考慮する。

舗装版とは，コンクリート層及びアスファルト層を総称していう。

小規模施工の場合で、標準歩掛を適用せず、別途考慮すべき現場条件を記載

１－１　適用出来る範囲

（１）日当り平均作業量が50m2以上420m2以下の場合

標準歩掛が適用出来る施工規模を記載

１－２　適用出来ない範囲

（１）急速施工（舗装版とりこわしから舗装までを1日で完了する施工）ではない場合

（２）舗装版破砕工（舗装版のとりこわし及び掘削積込）のみを施工する場合

（３）排水性舗装，シックリフト工法，ＱＲＰ工法等を施工する場合

標準歩掛が適用出来ない範囲を記載

施工規模に応じた標準歩掛（小規模歩掛等）の設定

○ 維持修繕に関係する工種（トンネル補修工）等で小規模施工を考慮した歩掛の制定、改定。

○トンネル補修工 断面修復工（左官工法）

新規

【工法概要】
　トンネル覆工コンクリートの劣化により欠落した部分や、欠落はしていないが劣化因子を含むかぶりコンクリートをはつり取った後、金コテ等で断面修復材料を塗り付け、仕上げる工法。

【課題】
・施工箇所が点在しており、各作業段階で段取替えや機材搬入等が発生するため、施工規模に関わらず一定の作業手間が必要となっている。

【小規模対応】
・1トンネル当りの施工規模（修復延べ体積）により適用する歩掛を区分分けし、少量の場合の実態を反映
①延べ体積が0.1m^{3}以下の場合：一律の歩掛
②延べ体積が0.1m^{3}を超えの場合：0.1m^{3}当り歩掛×修復延べ体積

【施工状況】


コンクリートはつり作業


断面修復（左官）作業

○トンネル補修工 ひび割れ補修工（低圧注入工法）

改定

【工法概要】
　コンクリート構造物の劣化により、ひび割れした部分に圧縮空気、ゴムやバネの復元力などを利用して加圧できる専用器具を用いて、樹脂系あるいはセメント系の材料を注入して補修する工法。

【課題】
・施工箇所が点在しており、各作業段階で段取替えや機材搬入等が発生するため、施工規模に関わらず一定の作業手間が必要となっている。

【小規模対応】
・1トンネル当りの施工規模（補修延べ延長）により適用する歩掛を区分分けし、少量の場合の実態を反映
①延べ延長が25m以下の場合：一律の歩掛
②延べ延長が25mを超える場合：10m当り歩掛×補修延べ延長

【施工状況】



注入器具取付作業


注入材注入作業

令和8年度　土木工事標準歩掛の改定

１．土木工事標準歩掛　【２４工種】

（１）新規制定：７工種

①鉄筋工　②土のう工　③防塵処理工

④橋梁補修工（塗装塗替足場工）　⑤橋梁補修工（高力ボルト当て板鋼桁補強工）

⑥トンネル補修工　断面修復工（左官工法）　⑦トンネル補修工　剥落防止対策工（可視繊維シート接着工）



鉄筋工



土のう工



防塵処理工



橋梁補修工
（塗装塗替足場工）



橋梁補修工
（高力ボルト当て板鋼桁補強工）



トンネル補修工　断面修復工
（左官工法）



トンネル補修工　剥落防止対策工
（可視繊維シート接着工法）

道路維持修繕工事に関する歩掛を新たに４工種制定

※⑤⑥⑦は、小規模施工の歩掛区分を設定

土木工事標準歩掛の改定

１．土木工事標準歩掛　【２４工種】

（２）使用機械、労務等の変動による改定：８工種

⑧鋼管・既製コンクリート杭打工（鋼管ソイルセメント杭工）　⑨場所打杭工（ダウンザホールハンマ工）
⑩ニューマチックケーソン工　⑪仮橋・仮桟橋工　⑫仮囲い設置・撤去工　⑮切削オーバーレイ工（ICT）
⑱道路除雪工　㉓架設支保工


鋼管ソイルセメント杭工


ニューマチックケーソン工


道路除雪工

（３）移動時間を考慮した改定：６工種

⑬濁水処理工（一般土木工事）
⑭地すべり防止工（ふとんかご）　⑰トンネル補修工　ひび割れ補修工（低圧注入工）
⑲トンネル工（NATM）〔発破工法〕　⑳トンネル濁水処理工　㉔伸縮装置工（鋼製）

（４）建設機械の回送時間を考慮した改定：１工種

㉑トンネル工（NATM）仮設備工（防音扉工）


トンネル工（NATM）〔発破工法〕


ＰＣ橋架設工

（５）作業休止時間を考慮した歩掛の改定：１工種

⑯路上路盤再生工

（６）資材の搬入制約を考慮した歩掛の改定：１工種

㉒ＰＣ橋架設工

令和8年度　施工パッケージ型積算関係の改定

2．施工パッケージ関係歩掛　【８工種】

（１）使用機械、労務等の変動による改定：４工種

①機械土工（土砂）[ブルドーザ掘削]　②機械土工（岩石）掘削

③機械土工（土砂）[床掘]（ICT）　⑤捨石工



捨石工



トンネル漏水対策工

（２）移動時間を考慮した改定：４工種

④排水構造物工（鉄筋コンクリート台付管）

⑥笠コンクリートブロック据付工

⑦半たわみ性（コンポジット）舗装工

⑧トンネル漏水対策工【面導水、線導水、導水樋】



排水構造物工
（鉄筋コンクリート台付管）



笠コンクリートブロック据付工

「施工パッケージ型積算方式標準単価表（参考資料）」の公表

施工パッケージ型積算方式の理解向上に資するため、施工パッケージ標準単価の代表機労材規格のうち、代表機械規格及び代表労務規格の参考数量（積算単位当りの労務の人工数や機械の運転日数等）を「施工パッケージ型積算方式標準単価表（参考資料）」として、国土技術政策総合研究所ＨＰに掲載（令和８年３月公表）。
（https://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/theme_sekop.htm）

市場単価の一部廃止について

○ 以下に示す市場単価３工種については、良好な取引が行われたデータの収集が困難になってきていることから、市場単価方式による単価設定を廃止します。

○ 鉄筋工、ガス圧接工は「土木工事標準歩掛」に移行します。

市場単価方式とは・・・
工事を構成する一部、または全部の工種について、歩掛を用いず、材料費、労務費、及び直接経費（機械経費等）を含む施工単位当たりの市場での取引価格を把握し、これを直接、積算に用いる方法

市場単価の廃止【３工種】

①鉄筋工　②ガス圧接工　③軟弱地盤処理工



鉄筋工



ガス圧接工



軟弱地盤処理工

鋼橋製作工

国土交通省

○鋼橋製作工の歩掛について、製作現場の実態を踏まえ改定

● 材料費（溶接材料費及び副資材費）

副資材費（円／t）

	現行	改定
副資材費は、工場製作にかかる溶接材料及び消耗材料で、加工鋼重当たり溶接材料込みの単価	18,200	19,700

● 鋼橋製作費（本体製作工数）

トラス　仮組立て工数（人／個）

種　別	現行	改定
c	0.79	0.93

● 輸送費

		輸送回帰式 X：輸送距離（km） Y：輸送単価（円/t）
鈑桁（鋼床版鈑桁のみ）	現行	Y＝33.11X＋14,686
	改定	Y＝51.35X＋10,138



トラス仮組立状況



鋼床板鈑桁輸送状況

新技術関係積算基準類の整備

- 令和６年度より**有用な新技術の現場実装**を目的に、受注者及び発注者の工事費積算の手間が省けるよう、推奨技術及び準推奨技術の**基準類（積算基準等）を整備**。
- 令和７年度は、新たに**１０技術**の基準類を整備。（過年度に整備し、適用継続する技術は**5技術**）
- 今後、活用実績等を考慮して追加の予定。
- 整備した基準類は、NETIS（https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS）にて公表予定。

整備年度	登録番号	技術名称
R7	KT-230174-VE	建設用３Ｄプリンティング
R7	QS-180038-VE	パワーブレンダー工法（横行施工）
R7	SK-200003-A	トモロボ
R7	TH-160010-VE	吸水性泥土改質材　「ワトル」
R7	SK-180020-VE	法面設置点検用階段・非常階段
R7	KT-200133-VE	砕石メッシュかご「かご楽」
R7	CG-130006-VE	ハレーサルト張り出し歩道
R7	QS-170005-VE	クマンツメ
R7	KT-160124-VE	ロードライン　マーキュリー ドライサポート工法
R7	HK-140002-VE	橋梁用埋設型排水桝

整備年度	登録番号	技術名称
R6	CB-180013-VE	ウォータージェットはつり処理工法（ジェットマスター　JMK-2100）
R6	HK-200001-VE	高機能床版排水パイプ設置工
R6	KT-210028-VE	油圧ハンマの騒音防止装置を使用した鋼管杭の打止め工法
R6	HR-220004-A	消雪パイプ温水高圧洗浄「リバーサルクリーニング」
R6	CB-160026-VE	ＳＡＶＥコンポーザーＨＡ

■　適用時期　　令和８年４月１日以降に入札契約手続きを開始する工事に適用。

維持・修繕工事の積算等における留意事項

○ 維持・修繕工事では小規模で点在する作業や同一地区内で施工時期が異なる作業が発生する場合が多く、小規模な作業では積算額と実際に発生する費用の乖離が大きく、工事受注者の負担が増加する恐れがあり、また、緊急対応を含む維持工事においては、24時間365日連絡体制を確保することとなり、監理（主任）技術者を始め工事受注者への負担が大きいとの声が確認されておりました。

○ これを踏まえ、維持修繕工事における積算等の改善方策として、受発注者アンケート及びヒアリングを踏まえ、「維持・修繕工事の適切な積算の実施等に向けた留意事項」をとりまとめました。

1. 1日未満の小規模作業に対する積算

- 監督職員は、作業場所等を考慮して日当たり標準作業量単位で作業量を指示するよう留意
- 施工パッケージ単価の作業の変更積算においては、「1日未満で完了する作業の積算」の適用を検討
- 応急処理等の1日未満の作業における実績精算では、拘束時間や支払い実態を踏まえた積算数量を採用
- 受注者は、当該作業の日報等を監督職員へ提出

2. 小規模・点在作業を伴う工事の諸経費

- 通年維持工事で機械の回送費や通規費等が著しく増加する場合には、間接費にて個別の積上げを検討
- 施工箇所が点在する工事を発注する際には、下記項目に留意して発注ロットを決定
  ①1箇所当りの工事規模（工事内容）
  ②1工事の施工箇所（点在箇所）数
  ③施工箇所間の距離
  ④工事全体の規模、工期設定

3. 監理（主任）技術者の負担軽減

- 以下は監理（主任）技術者の現場立会（臨場）を必須とせず、事前・事後確認により作業時の臨場を省略可能
  ①目的物の品質管理等が不要である作業
  ②緊急であり迅速な対応が必須である作業
  ③その他受発注者で協議し、立会不要と認める作業
- 工事受注者が緊急作業に対する発注者からの連絡体制を構築する上では、以下の運用も可能
  ①緊急連絡先の電話番号を固定し、監理技術者を含めた受注者の職員が輪番で担当
  ②現場代理人と監理（主任）技術者が兼務の場合等は、本社（本店）の社員を連絡受報者に登録

4. 連絡体制確保に対する経費の取扱い

- 緊急作業のために待機等が必要になる場合は、監督職員は受注者に対して明確に指示を発出することを前提とし、待機開始時点から後片付けまでの時間を対象に実績で精算
- 最終的に作業（出動）しなかった場合でも、待機指示を出した場合には、同様に実績で精算
- 受注者に対して連絡体制の確保（自宅待機）を指示した際、連絡体制の第一受報者を拘束したと判断される場合には、費用の計上を検討

公共工事の品質確保の促進に関する法律

災害協定に基づき要請する災害応急対策工事時の労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映

（**発注者等の責務**）

第七条　発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況（以下「施工状況等」という。）の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

一　公共工事等を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、**第五項の協定に基づき発注者がその実施を要請する災害応急対策工事等に係る次条第五項の保険契約の保険料、工期等、公共工事等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。**

（**受注者等の責務**）

第八条　受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事等を適正に実施しなければならない。

5　**前条第五項の協定に基づき災害応急対策工事等を実施する受注者は、当該災害応急対策工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償及び当該災害応急対策工事等の実施について第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保するため、当該災害応急対策工事等の実施に当たり、適切な保険契約を締結するよう努めなければならない。**

関東甲信地域における建設業の担い手の確保に関する意見交換会

国土交通省 関東地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau

開催趣旨

２０２４年問題等に関するこれまでの関東地方整備局と各建設業団体との意見交換を踏まえ、関東甲信地域における建設業団体、都県・政令市、関東地方整備局が一堂に会し、地域の守り手である建設業の持続的な発展に向けて、担い手の確保についてそれぞれの現状・課題の認識や取組を共有し一致団結した取組を推進するため、２つのテーマについて意見交換会を実施。**関東地方整備局では初めての取組**。

出席者

○ 業界団体 ： 日建連関東支部、管内１都８県建設業協会、中小建設業協会（東京、神奈川、横浜）、関東建専連
○ 自治体 ： 管内１都８県、５政令市の建設業許可部局、発注担当部局
○ 関東地整 ： 企画部、営繕部、建政部

テーマと主な意見

■“建設業における魅力ある労働環境を実現する”ための週休2日の推進

- 公共工事の中でも市町村発注工事において週休２日の取組が遅れているため、必要に応じて、管内の市町村長等に要請を行うことが効果的である。
- 民間発注工事における週休２日の取組は、徐々に理解は得られてきたものの更に浸透を図るため、民間発注者団体へ要請・働きかけが必要である。
- 建設現場における労働時間の縮減を行う必要がある。その一つとして業務のスリム化・棚卸しについて連携しながら取り組みを推進する必要がある。
- 休暇は必要だが現場条件によっては土日閉所等は難しいため、状況や地域性を考慮した柔軟な働き方が必要である。



■建設業の魅力・意義（やりがい）の効果的なPRの実施

- 現場見学会や技能実習等のイベントを産・学・官が連携して取り組むことが効果的。
- 特に小・中学生や先生を対象としたイベントや出前授業が効果的と思われる。
- ＨＰやＳＮＳ、出前講座等を活用して防災やインフラ貢献といった建設業の役割の重要性についての情報発信が必要。
- 現場の労働環境改善の取組が不可欠（工事現場のトイレの改善など）。



岩﨑局長



市川建政部長

スケジュール

第１回　令和７年２月１７日　開催　【現状の課題共有及び意見交換】
第２回　令和７年６月６日

関東甲信地域における建設業の担い手の確保に関する意見交換会

建設業の担い手確保に向け連携して取り組む事項について

令和７年６月６日
関東甲信地域における建設業の担い手の確保に関する意見交換会

地域の守り手である建設業が魅力的で選ばれる産業となり持続的に発展し、地域の安全安心や経済成長を将来にわたって担うことができるよう、担い手の確保に向けて、関東甲信地域における建設業の担い手の確保に関する意見交換会の参加者たる建設業団体、関東地方整備局、都県・政令市は、担い手３法（建設業法・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律・公共工事の品質確保の促進に関する法律）の趣旨を踏まえ、以下の事項について連携して取り組むこととする。

■“建設業における魅力ある労働環境を実現する”ための週休２日の推進

魅力ある労働環境の実現に向けて、建設業に従事するすべての者が柔軟な働き方ができるよう留意することを前提とし、週休２日の取組を以下の通り推進する。

【公共工事（関東地整、都県・政令市発注工事）】

○関東地整、都県・政令市は、発注工事において元請企業から下請企業まで週休２日が実現されるよう、必要な取組を推進する。その際、都県・政令市は自らのすべての部署（教育委員会等）の発注工事が週休２日となるよう推進する。
○関東地整、都県・政令市は、元請企業から下請企業まで、猛暑や雪などの天候や施工環境を考慮した柔軟な働き方ができるよう最大限留意するとともに、その実現に向けて建設業団体と連携し必要な取組を推進する。
○関東地整、都県・政令市は、週休２日を目指し、サプライチェーン全体の状況を勘案した適正工期の設定、積算の改善、書類の削減・統一化、ウィークリースタンスの徹底などに一層取り組むとともにさらなる取組の推進に向けて建設業団体と連携し不断の努力を行う。

【公共工事（区市町村発注工事）】

○関東地整は、発注者協議会や補助金交付等の機会を活用し、区市町村をはじめ公共工事発注者の管内すべての公共工事において週休２日となるよう積極的な働きかけや必要なサポートを行う。
○都県は、各都県発注者協議会等を活用し、関東地整や政令市、建設業団体と連携し、管内区市町村が週休２日の実現に向けた取組を行えるよう積極的な働きかけや必要なサポートを行う。
○関東地整、都県・政令市は、管内区市町村がサプライチェーン全体の状況を勘案した適正工期の設定、積算の改善、書類の削減・統一化、ウィークリースタンスの徹底などに取り組むよう積極的な働きかけや必要なサポートを行う。
○関東地整、都県は、管内の区市町村長等に対し、各区市町村発注工事における週休２日の実現に向け取り組むことを要請する。
○建設業団体は、管内区市町村に対し、関東地整、都県・政令市と連携し、あらゆる機会を通じて週休２日の要請に取り組む。

【民間発注工事】

○関東地整、都県・政令市、建設業団体は、民間発注者の団体となる経済団体（商工会議所等）に対して様々な機会を活用して、担い手３法の趣旨を踏まえ民間発注工事における週休２日や適正工期の実現に向け取り組むことを要請する。
○関東地整、都県・政令市は、公的資金の補助を受けた事業者に対して週休２日の実現に向けた周知・啓発を行う。

【共通】

○関東地整は、発注者が留意すべき事項を周知する。
○建設業団体は、元請企業から下請企業まで週休２日が実現されるよう、都県単位で建設業団体間の連携を図り、必要な取組を推進する。
○建設業団体は、ICT 化の推進やバックオフィスの活用など労働時間の縮減、生産性向上に向けた取組を傘下の会員企業に対し計画的に推進する。その際、関東地整、都県・政令市は必要な支援を行う。

■建設業の魅力・意義（やりがい）の効果的な PR の実施

建設業の魅力や意義を多くの者に効果的に情報を発信するため、産・学・官が連携し、各者が有する知識・設備・現場等を最大限に活用し、これまでの取組をより発展的に推進する。

○関東地整、都県・政令市、建設業団体は、各都県の魅力ある建設事業推進連絡会議等を活用し、産・学・官が連携して、建設業の魅力・意義（やりがい）の効果的な PR に取り組む。その際、関東地整、都県・政令市は直轄工事現場の提供や出前講座への講師派遣、SNS の活用等を通じて積極的に取り組む。

＜取組事例＞
・現場見学会、技能実習等の体験イベントや出前授業等の継続・発展的な実施
・県・区市町村教育委員会等に対して、小学校・中学校・高校等の学生、親への認知向上のため小学校・中学校・高校等への出前授業等の機会確保や、教職員に対して建設業の役割の重要性を理解してもらう機会創設を働きかけ
・入職した方が建設業界から離れていかないような取組の実施
・女性技術者のネットワーク強化のための取組の推進　　など

○関東地整、都県・政令市、建設業団体は、SNS 等を活用し建設業にスポットライトがあたる取組を積極的に推進する

＜取組事例＞
・建設業者、技術者・技能者の表彰制度の充実
・ＨＰやＳＮＳ、出前講座を活用して防災やインフラ貢献といった建設業の役割の重要性を情報発信
・災害対応等における活躍が報道されるような工夫（統一のステッカー、ビブス等）を推進
など

関東甲信地域における建設業の担い手の確保に関する意見交換会

○関東地整、都県・政令市、建設業団体は、工事現場のトイレの改善や休憩スペースの確保、ＷＢＧＴ値に基づく作業の制限や休息の実施など（特に現場の）労働環境改善の取組を推進する。

■建設業団体（１４団体）
（一社）日本建設業連合会関東支部
（一社）茨城県建設業協会、（一社）栃木県建設業協会、
（一社）群馬県建設業協会、（一社）埼玉県建設業協会、
（一社）千葉県建設業協会、（一社）東京建設業協会、
（一社）神奈川県建設業協会、（一社）山梨県建設業協会、
（一社）長野県建設業協会
（一社）東京都中小建設業協会、 神奈川県中小建設業協会、
（一社）横浜建設業協会
建設産業専門団体関東地区連合会

■都県・政令市
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市

■関東地方整備局
企画部、営繕部、建政部

○中村（裕）委員　請負契約というのは、請け負け契約と書くんですよね。工事を請ける方がどうしても弱いような、そういうような商慣行だったというふうに思いますけれども、ホットラインとかＧメンとか、また公取との連携とかで是非実効性を高めていただいて、適正な契約変更が行われるようにお願いしたいと思います。
　その上で、請負金額の変更協議に注文者が応じるように徹底するということでありますけれども、やはりそれは、民間の模範となるように国土交通省が対応していく必要があるというふうに思っています。
　何を申し上げたいかというと、スライド条項ですね、公共工事の発注に関してのスライド条項を適用しているわけですけれども、その際に、受注額の一定割合を受注者が負担をしなければならないという現行制度について、この制度自体に発注者の優位性を感じるとか、何か納得感がないとか、そういった声が建設業界からは聞かれるわけです。こういったところを改めていく必要があると思うんですね。
　国土交通省自ら模範となって、民民の契約でも適正に契約変更が行われるように、こうした制度については改めていく必要があるというふうに思うわけですが、所見を伺います。

○林政府参考人　お答えいたします。
　国土交通省が発注する直轄工事では、学識経験者、発注者、そして建設業者で構成される中央建設審議会における、合理的な範囲を超える価格変動を契約当事者の一方のみに負担を負わせることは適当でないとの議論に基づき策定された公共工事標準請負契約約款を踏まえ、スライド条項の負担率を設定しております。
　このスライド条項は、物価上昇局面だけでなく、下落局面でも発動されるものであり、物価上昇局面では、受注額の一定割合を受注者に負担いただく一方、下落局面においては、受注者は一定割合を超えた分を返金するということになっております。
　御指摘のように、資材価格の高騰による影響を緩和するために、スライド条項の負担率軽減について御要望があることは承知しているものの、負担率の低減によるスライド条項適用件数の増加に伴う事務手続の増大、そして、下落局面での受注者の負担増なども懸念されております。
　国土交通省では、資材価格の高騰による影響を緩和するため、最新の実勢価格を予定価格に反映するとともに、契約後の価格変動に対しては、スライド条項の適切な運用に努めてきているところでございます。
　引き続き、関係する方々の御意見をしっかり伺い、適切な請負代金の設定が行われるよう、環境整備に努めてまいります。